

令和5年3月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和5年3月28日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 2階 2C会議室

開 会

議 事

- 日程第 1 前回議事録の承認
- 日程第 2 社会教育委員報告
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 議案第 8 号 伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について
- 日程第 5 議案第 9 号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程及び伊勢原市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について
- 日程第 6 議案第 10 号 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 7 議案第 11 号 伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する規程について
- 日程第 8 議案第 12 号 伊勢原市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- 日程第 9 議案第 13 号 伊勢原市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について
- 日程第 10 議案第 14 号 第2次伊勢原市生涯学習推進指針の策定について
- 日程第 11 議案第 15 号 第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針の策定について

【非公開予定：議案第16号～第20号】

日程第12 議案第16号 学校嘱託医等の辞職の承認について

日程第13 議案第17号 学校嘱託医等の委嘱について

日程第14 議案第18号 伊勢原市教育委員会事務局職員（課長職以上）の任免について

日程第15 議案第19号 伊勢原市教育委員会事務局職員（その他職員）の任免について

日程第16 議案第20号 伊勢原市公立学校県費負担教職員の任免について

その他

閉 会



資料
1

令和5年3月28日

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人 殿

伊勢原市社会教育委員会
議長 古里 貴士



伊勢原市生涯学習推進指針の改定について（答申）

令和3年11月30日付け伊教社第3号で貴職から諮問のありましたことについて、生涯学習推進における取組の方向性及び考え方を慎重に審議した結果、次のとおり社会教育委員会議の意見を付して答申します。

本指針は、伊勢原市における豊かな生涯学習社会の実現に向けて、社会環境の変化に合わせた生涯にわたる多様な学習活動の推進や新たに社会教育法で位置づけられた地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の考え方、また、社会教育委員による指針に定める事業施策の進捗状況の点検評価からみえた課題等の意見が反映されており、今後の伊勢原市における生涯学習推進の方向性を定める指針として妥当であることを認めます。

貴職におかれましては、令和5年度からスタートする第6次総合計画及び伊勢原市第3期教育振興基本計画の着実な推進に努められるとともに、本会議の審議経過等での意見に留意し、伊勢原市の生涯学習社会の実現に向けて、鋭意努力されることを期待します。

以上

令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の伊勢原市結果の分析

伊勢原市教育委員会

児童生徒の体力や運動習慣等に関し、体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルの確立を目的として、文部科学省「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しました。

伊勢原市立小中学校の調査結果の概要をお知らせします。

【調査日時】 令和4年4月から7月末までの期間で学校ごとに実施
 【調査対象学年】 小学校5年生724人 中学校2年生702人
 【調査内容】 1 体格（身長・体重）
 2 新体力テスト
 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・持久走（中学のみ）
 20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ハンドボール投げ（中学のみ）
 ソフトボール投げ（小学のみ）
 ※中学においては持久走、20mシャトルランのどちらかを選択
 令和4年度は20mシャトルランを全校が実施
 3 運動習慣、生活習慣等に関する調査

1 新体力テストの結果から

小学校では、全国及び神奈川県との平均値と比較して、長座体前屈が上回り、その他の種目で同程度、もしくはやや下回る結果となりました。中学校では、多くの種目で全国、県を上回り、体力合計点でも全国、県を上回る結果となりました。

※体力合計点：8種目の体力テスト成績を得点化（各10点満点）して合計した得点（80点満点）

《小学校》 ◆伊勢原市小学校の平均値

| 学年・男女 | 体 格 | | 新 体 力 テ ス ト | | | | | | | | | 体力合計点 |
|----------|---------|---------|-------------|-----------|------------|-----------|---------------|----------|------------|--------------|-------|-------|
| | 身長 (cm) | 体重 (kg) | 握力 (kg) | 上体起こし (回) | 長座体前屈 (cm) | 反復横とび (点) | 20mシャトルラン (回) | 50m走 (秒) | 立ち幅とび (cm) | ソフトボール投げ (m) | | |
| R4 全国平均 | 139.52 | 35.51 | 16.21 | 18.86 | 33.79 | 40.36 | 45.92 | 9.53 | 150.83 | 20.31 | 52.28 | |
| R4 県平均 | 139.68 | 35.34 | 16.80 | 19.20 | 35.28 | 38.91 | 43.57 | 9.50 | 150.00 | 19.84 | 52.27 | |
| 市-全国 | 0.13 | 0.29 | -0.10 | 0.51 | 2.98 | -2.09 | -6.60 | 0.02 | 0.82 | 0.44 | -0.22 | |
| R4 小5 男子 | 139.65 | 35.80 | 16.11 | 19.37 | 36.77 | 38.27 | 39.32 | 9.51 | 151.65 | 20.75 | 52.06 | |
| R4 全国平均 | 141.30 | 35.37 | 16.10 | 17.97 | 38.18 | 38.66 | 36.97 | 9.70 | 144.55 | 13.17 | 54.31 | |
| R4 県平均 | 141.48 | 35.25 | 16.57 | 18.12 | 39.40 | 36.65 | 33.15 | 9.70 | 142.70 | 12.75 | 53.63 | |
| 市-全国 | -0.27 | -0.21 | -0.27 | 0.31 | 2.63 | -3.95 | -8.34 | -0.04 | -0.78 | 0.26 | -1.20 | |
| R4 小5 女子 | 141.03 | 35.16 | 15.83 | 18.28 | 40.81 | 34.71 | 28.63 | 9.74 | 143.77 | 13.43 | 53.11 | |

《中学校》 ◆伊勢原市中学校の平均値

| 学年・男女 | 体 格 | | 新 体 力 テ ス ト | | | | | | | | | | 体力合計点 |
|----------|---------|---------|-------------|-----------|------------|-----------|---------|---------------|----------|------------|--------------|-------|-------|
| | 身長 (cm) | 体重 (kg) | 握力 (kg) | 上体起こし (回) | 長座体前屈 (cm) | 反復横とび (点) | 持久走 (秒) | 20mシャトルラン (回) | 50m走 (秒) | 立ち幅とび (cm) | ハンドボール投げ (m) | | |
| R4 全国平均 | 161.05 | 50.45 | 28.99 | 25.74 | 43.87 | 51.05 | 8.06 | 78.07 | 8.06 | 196.89 | 20.28 | 41.04 | |
| R4 県平均 | 161.28 | 49.86 | 29.06 | 25.98 | 44.68 | 50.52 | 8.06 | 78.53 | 7.97 | 196.43 | 20.26 | 41.49 | |
| 市-全国 | -0.25 | 0.41 | 0.61 | 0.91 | 6.46 | 3.12 | 0.00 | -2.04 | 0.03 | 5.10 | -0.50 | 2.40 | |
| R4 中2 男子 | 160.80 | 50.86 | 29.60 | 26.65 | 50.33 | 54.17 | 8.03 | 76.03 | 8.03 | 201.99 | 19.78 | 43.44 | |
| R4 全国平均 | 154.92 | 47.09 | 23.21 | 21.67 | 46.07 | 45.81 | 8.96 | 51.60 | 8.96 | 167.04 | 12.45 | 47.42 | |
| R4 県平均 | 155.25 | 46.52 | 23.17 | 21.35 | 46.12 | 44.86 | 8.91 | 49.39 | 8.91 | 165.21 | 12.28 | 46.75 | |
| 市-全国 | 0.05 | 0.53 | 0.51 | -0.03 | 6.75 | 2.22 | 0.00 | -5.86 | -0.18 | 0.17 | -0.75 | 1.20 | |
| R4 中2 女子 | 154.97 | 47.62 | 23.72 | 21.64 | 52.82 | 48.03 | 9.14 | 45.74 | 9.14 | 167.21 | 11.70 | 48.62 | |

※50m走に関しては全国の前平均値から市の平均値を引いた値

2 運動習慣、生活習慣等に関する調査の結果から

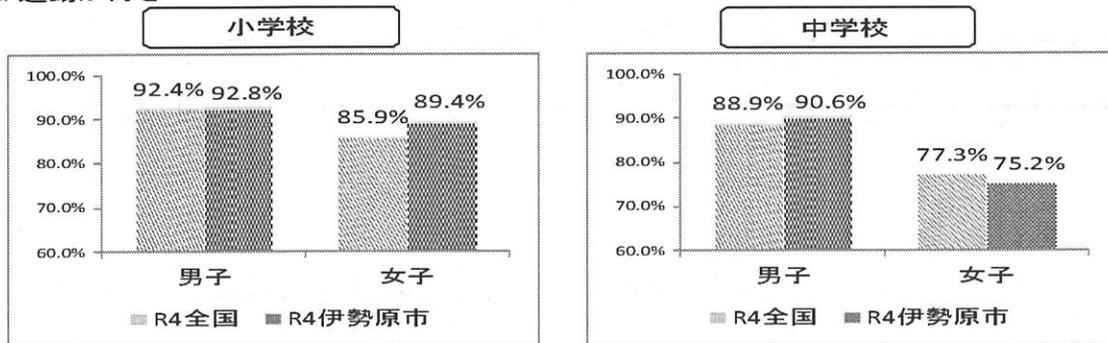
*各グラフの数値は、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した児童生徒の割合を示します。

(1) 児童生徒の運動に対する意識に関して

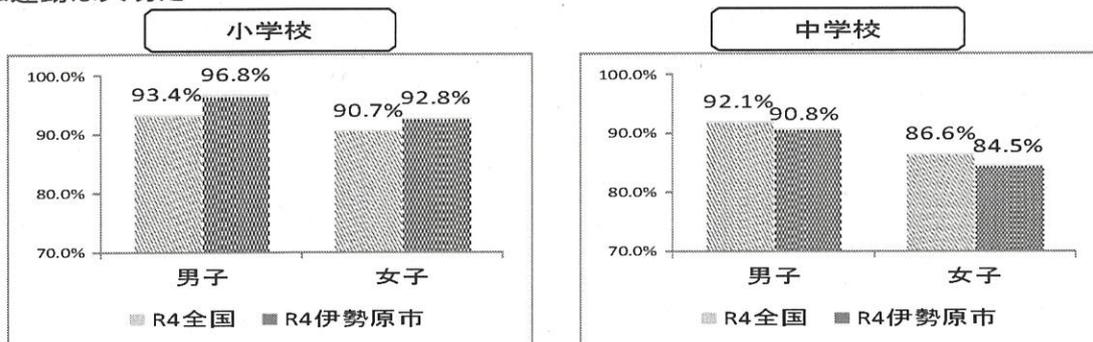
「運動が好き」「運動は大切だ」と回答している割合は、全国と比較して小中学校ともに高い、もしくはほぼ同等となっています。

引き続き、学校と家庭とが協力をし、児童生徒の運動に対する意識をさらに高めていく必要があります。

Q 運動が好き



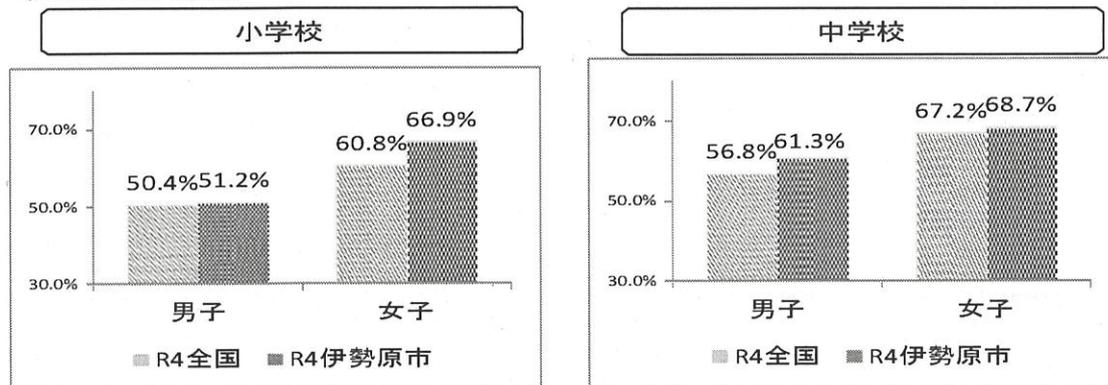
Q 運動は大切だ



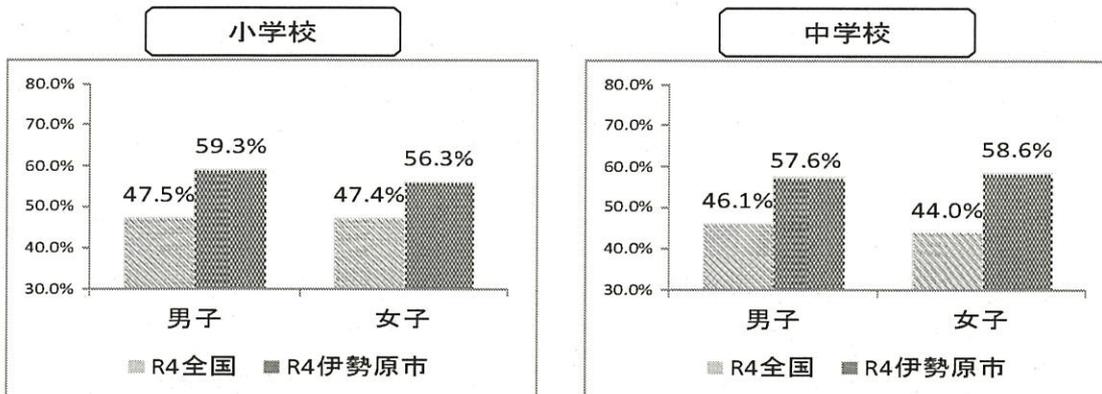
(2) 児童生徒の体育の授業に対する受け止め方に関して

国の分析によると、体育の授業の中で「目標が示されている」、「振り返る活動を行っている」「友だちやチームで話し合う」等の取組実施によって、児童生徒が運動をする楽しさを感じるにつながるとされています。伊勢原市では「体育の授業で、ICTを使った学習で『できたり、わかったりする』」と回答した割合が高くなっています。体育の授業が体力向上や運動週間の形成につながるよう、今後も継続した取組が大切になります。

Q 体育の授業で、友だちに教えてもらったことがきっかけで、できなかったことができるようになったことがある。



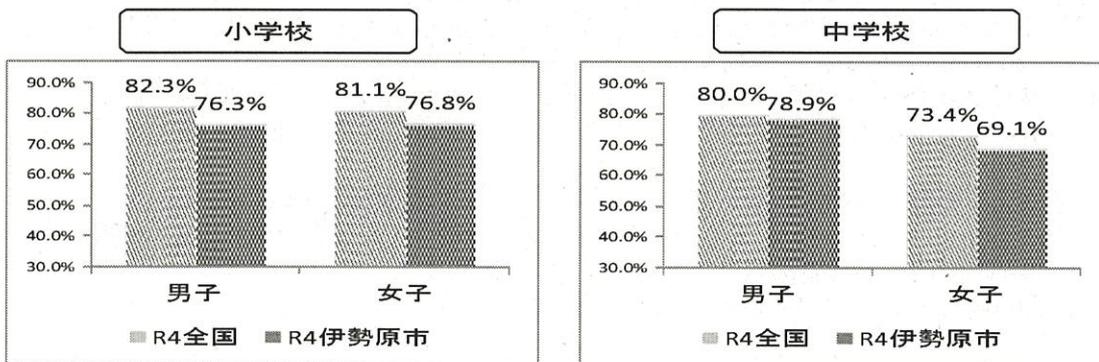
Q 体育の授業で、ICTを使った学習で「できたり、わかったり」する



(3) 児童生徒の生活習慣に関して

国の分析によると、規則正しい生活習慣の要素である食事の摂取状況について、男女ともに朝食を「毎日食べる」と回答した児童生徒は体力合計点が高くなっています。体力の維持・向上とともに健康的な生活を送るためにも、各家庭での声かけも大切です。

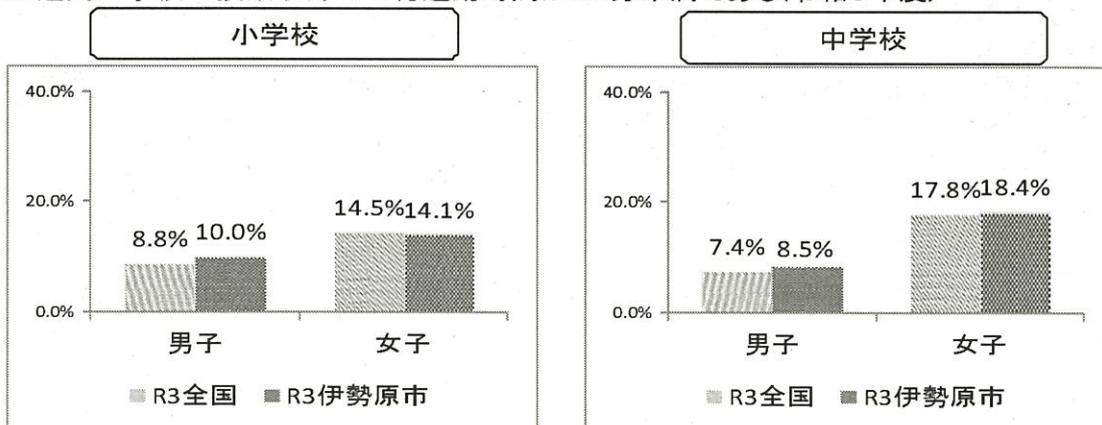
Q 朝食を毎日食べる



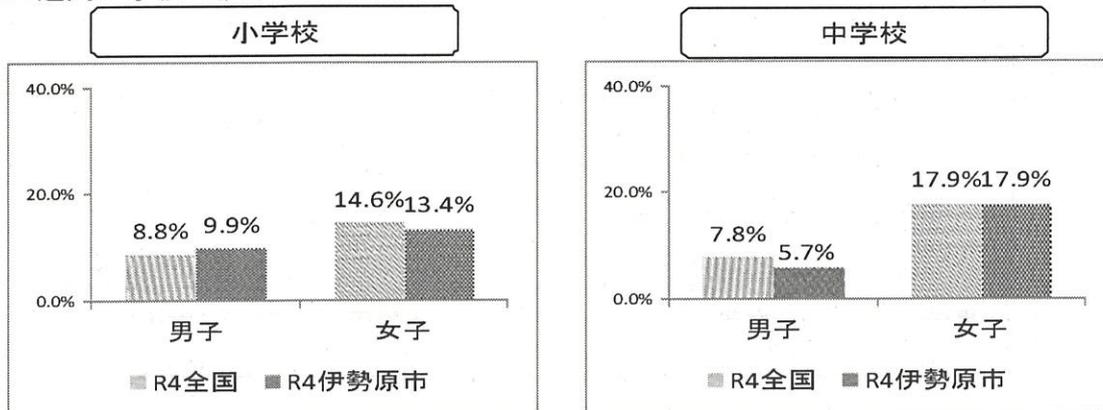
(4) コロナの影響に関して

全体的に小中学校男女ともにコロナの影響で運動やスポーツをする機会が減少していることから、日々の身体活動量が低下し、体力低下の主要な要因になっていることが予想されることから、学校・家庭・地域の連携協力していくことが大切です。

Q.1週間の学校の授業以外での総運動時間が60分未満である(令和3年度)



Q.1 週間の学校の授業以外での総運動時間が60分未満である(令和4年度)



3 児童生徒の運動習慣を確立するための取組

子どもたちの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るために、次の点に心がけ、取り組む必要があります。

- 家庭では、子どもと一緒に運動について「話す」機会を増やしましょう。
 - ・早寝・早起き・朝ごはん等、規則正しい生活習慣を心がけましょう。
 - ・スポーツの話題に触れるなど、家族でさまざまな運動を見たり、体験したり、海や山など自然の中で活動したりしてみましょう。
 - ・買い物や犬の散歩など家の手伝いをしたり、登下校や階段の昇り降り等の際に少し早足で歩いたりするなど、日常の生活でできるだけ意識して体を動かしましょう。

- 学校では、運動に対する楽しさを享受するような取組を推進しましょう。
 - ・「だれでも、いつでも、どこでも」できる伊勢原市オリジナル「すこやかリズム体操」(※1)を活用するなど、運動習慣のきっかけづくりをしましょう。
 - ・生活の中に運動あそびを多く取り入れましょう。

- ☆小学校では
 - ・食生活等を見直し、生活習慣の改善に努めましょう。
 - ・「運動習慣カード」(※2)を活用し、休み時間等で外遊びを奨励しましょう。

- ☆中学校では
 - ・食生活等を見直し、生活習慣の改善に努めましょう。
 - ・体力向上に向けて各自が考えた運動を継続的に行うようにしましょう。

- 伊勢原市教育委員会では、学校及び教職員への支援と情報提供を行います。
 - ・県教育委員会と連携して、各種講習会や、教員の指導力向上を図るための研修の充実・情報提供に努めます。
 - ・本調査の分析について市内小中学校へ情報提供をするとともに、各学校における取組の支援に努めます。



(※1は、伊勢原市のHPで、※2は神奈川県教育委員会のHPでご覧になれます。)

令和5年度公民館長及び社会教育指導員について

【公民館長】

| 公民館名 | 氏名 |
|---------|--------|
| 中央公民館 | 社会教育課長 |
| 大山公民館 | 高尾 知幸 |
| 高部屋公民館 | 齋藤 実 |
| 比々多公民館 | 山口 譲 |
| 成瀬公民館 | 高橋 健一 |
| 大田公民館 | 岩田 利通 |
| 伊勢原南公民館 | 中村 さゆり |

【社会教育指導員】

| 担当 | 氏名 |
|--------|-------|
| 人権教育担当 | 長塚 繁昭 |

○任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日

■伊勢原市地域学校協働活動推進員委嘱者

| | |
|------|---------------------|
| 団体名称 | 伊勢原市地域学校協働活動推進員被委嘱者 |
| 任期 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
| 主管課 | 教育部社会教育課 |

| No. | 氏名 | 継続期数 | 推薦学校名 | 経歴等 |
|-----|-------|------|--------|-----------------------------------|
| 1 | 飯島 大輔 | 2期目 | 比々多小学校 | 比々多こま倶楽部会長 |
| 2 | 石川 高夫 | 2期目 | 大山小学校 | 地域有識者 |
| 3 | 錦織 勝 | 1期目 | 高部屋小学校 | 伊勢原市青少年指導員連絡協議会会長 |
| 4 | 細谷 毅義 | 1期目 | 緑台小学校 | 元石田小学校校長、北高森自治会長 |
| 5 | 安達 浩志 | 1期目 | 山王中学校 | 令和2.3年度山王中PTA会長 令和4年度山王中学校運営委員 |

伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について

伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和5年3月28日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、あらたに個人情報の保護に係る規則を制定する必要があるため。

伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年伊勢原市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、伊勢原市教育委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(他の規則等の例による事項)

第2条 法、令及び条例の施行に関し必要な事項については、この規則その他教育長が別に定めるもののほか、伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年伊勢原市規則第 号）その他市長が定める例による。

(学校が保有する個人情報に係る専決)

第3条 伊勢原市立小学校及び中学校が保有する個人情報については、教育長、教育部長等又は当該個人情報に最も関連の深い事務を所掌する課長等が、伊勢原市教育委員会事務決裁規程（平成7年伊勢原市教育委員会訓令第1号。次条において「事務決裁規程」という。）第3条及び第4条の規定により専決することができる。

(委員会の審議等)

第4条 教育長は、教育長、教育部長等又は課長等の専決事項に属する事項のうち、必要と認めるものについて、委員会の会議に付すことができる。

2 教育長は、前条並びに事務決裁規程第3条及び第4条の規定により専決した事項について、委員会の会議に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報保護条例施行規則（平成11年伊勢原市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

伊勢原市教育委員会事務決裁規程及び伊勢原市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について

伊勢原市教育委員会事務決裁規程（平成7年伊勢原市教育委員会訓令第1号）及び伊勢原市立学校文書取扱規程（平成8年伊勢原市教育委員会訓令第1号）の一部を改正する規程について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和5年3月28日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、関連する規程を改正する必要があるため。

伊勢原市教育委員会事務決裁規程及び伊勢原市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程

(伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢原市教育委員会事務決裁規程（平成7年伊勢原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | |
|--------------|-----------|
| 開示請求に対する決定 | 事務の登録及び変更 |
| 訂正請求に対する決定 | 事務の廃止 |
| 利用停止要求に対する決定 | 事務の連絡調整 |
| 決定期間の延長 | |
| 目的外利用及び提供 | |

」を

「

| | |
|--------------|-------------------------|
| 開示請求に対する決定 | 個人情報ファイル簿等の作成、公表、変更及び廃止 |
| 訂正請求に対する決定 | |
| 利用停止請求に対する決定 | 事務の連絡調整 |
| 決定期間の延長 | |
| 目的外利用及び提供 | |

」に改める。

(伊勢原市立学校文書取扱規程の一部改正)

第2条 伊勢原市立学校文書取扱規程（平成8年伊勢原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「次に掲げる」を「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、同条各号を削る。

第22条第2項中「伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報保護条例施行規則（平成11年伊勢原市教育委員会規則第3号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年伊勢原市条例第22号）及び伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年伊勢原市教育委員会規則第 号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| 第1条～第14条 (略) 別表第1 (第3条、第4条関係) [] (略) 別表第2 (略) | 第1条～第14条 (略) 別表第1 (第3条、第4条関係) [] 改正規定のとおり 別表第2 (略) |

伊勢原市立学校文書取扱規程新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この訓令において「文書」とは、職員が学校事務上作成し、又は取得した文書、図面（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。ただし、<u>次に掲げるものを除く。</u></p> <p>(1) <u>新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u></p> <p>(2) <u>文書又は図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、伊勢原市情報公開条例（平成15年伊勢原市条例第21号）第2条第1項第3号の規定により市長が定めるもの</u></p> <p>第3条～第21条 (略) (文書の公開、個人情報の開示等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 個人情報の開示等については、<u>伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報保護条例施行規則（平成11年伊勢原市教育委員会規則第3号）の例による。</u></p> <p>第23条～第26条 (略) 別表（第12条関係） (略) 第1号様式～第5号様式 (略)</p> | <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この訓令において「文書」とは、職員が学校事務上作成し、又は取得した文書、図面（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。ただし、<u>新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</u></p> <p>第3条～第21条 (略) (文書の公開、個人情報の開示等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 個人情報の開示等については、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年伊勢原市条例第22号）及び伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年伊勢原市教育委員会規則第号）の例による。</u></p> <p>第23条～第26条 (略) 別表（第12条関係） (略) 第1号様式～第5号様式 (略)</p> |

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則（平成8年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和5年3月28日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、規則中で引用する条項を改正する必要があるため。

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一

部を改正する規則

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則（平成8年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を次のとおり改正する。

第4条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第3条 (略) (短時間勤務職員の職への準用) 第4条 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の職については、第3条に規定する職を準用する。 第5条～第7条 (略)</p> | <p>第1条～第3条 (略) (短時間勤務職員の職への準用) 第4条 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の職については、第3条に規定する職を準用する。 第5条～第7条 (略)</p> |

伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正
する規程について

伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成17年伊勢原市教育委員会訓令第3号）の一部を改正する規程について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和5年3月28日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、訓令中に引用する条項を整理する必要性が生じたことから整理するとともに、その他字句の整理を行う。

伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する規程

伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成17年伊勢原市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「条例」」を「「県勤務時間条例」」に改める。

第2条第1項中「非常勤職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（次条において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同条において「育児短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（第5条第2項においてこれらの職員を「育児短時間勤務職員等」という。）並びに非常勤職員」に改め、同条第2項中「割振る」を「割り振る」に改める。

第3条を次のように改める。

（育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振り）

第3条 育児短時間勤務職員の勤務時間の割振りについては当該育児短時間勤務職員が承認を受けた育児短時間勤務の内容に従って、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の勤務時間の割振りについては同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容に従って教育委員会が行うものとする。

第6条を第8条とする。

第5条第1項中「及び第3条」を「から前条まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第2項中「条例」を「県勤務時間条例」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（休憩時間）

第6条 教育委員会は、正規の勤務時間が6時間を超える場合には45分、8時

間を超える場合には1時間の休憩時間を、それぞれ当該勤務時間の途中に置くものとする。

- 2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、教育委員会が職務に特殊性があると認める場合には、この限りでない。

第4条に次の2項を加え、同条を第5条とする。

- 2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、育児短時間勤務職員等について、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 3 教育委員会は、特に必要と認める場合には、前2項の規定にかかわらず、職員についての週休日について別に定めることができる。

第3条の次に次の1条を加える。

(非常勤職員の勤務時間の割振り)

第4条 非常勤職員の勤務時間の割振りは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内において、教育委員会が行うものとする。

- (1) 短時間勤務職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員 休憩時間を除き、4週間を超えない期間について1週間当たり15時間30分から31時間まで
- (2) 短時間勤務職員のうち、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員 休憩時間を除き、4週間を超えない期間について1週間当たり31時間まで
- (3) その他の者 1週間当たり29時間を超えない時間まで

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条1

項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の勤務時間の割振りは、改正後の伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程第4条第1号に規定する短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程新旧対照表（1 / 3）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「<u>条例</u>」という。）の規定に基づき、伊勢原市立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「<u>職員</u>」という。）の勤務時間の割振り等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 職員の勤務時間の割振り（<u>非常勤職員</u>の勤務時間の割振りを除く。）は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日について7時間45分とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、伊勢原市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、学校の円滑な運営上特に必要と認められる場合には、別に勤務時間を割振りすることができる。</p> <p>(再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 <u>地方公務員法第28条の5</u>の第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「<u>県勤務時間条例</u>」という。）の規定に基づき、伊勢原市立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「<u>職員</u>」という。）の勤務時間の割振り等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 職員の勤務時間の割振り（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（次条において「<u>育児短時間勤務</u>」という。）の承認を受けた職員（同条において「<u>育児短時間勤務職員</u>」という。）及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（第5条第2項においてこれらの職員を「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）並びに<u>非常勤職員</u>の勤務時間の割振りを除く。）は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日について7時間45分とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、伊勢原市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、学校の円滑な運営上特に必要と認められる場合には、別に勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 <u>育児短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振りについては当該<u>育児短時間勤務職員</u>が承認を受けた<u>育児短時間勤務</u>の内容に従って、育</p> |

伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程新旧対照表（2 / 3）

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p><u>時間の割振りは、1週間につき29時間を超えない範囲内で、教育委員会が行うものとする。</u></p> <p>(週休日)</p> <p><u>第4条</u> 日曜日及び土曜日は週休日とする。</p> | <p><u>児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の勤務時間の割振りについては同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容に従って教育委員会が行うものとする。</u> (非常勤職員の勤務時間の割振り)</p> <p><u>第4条</u> <u>非常勤職員の勤務時間の割振り</u>は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内において、教育委員会が行うものとする。</p> <p>(1) <u>短時間勤務職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員</u> 休憩時間を除き、4週間を超えない期間について1週間当たり15時間30分から31時間まで</p> <p>(2) <u>短時間勤務職員のうち、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員</u> 休憩時間を除き、4週間を超えない期間について1週間当たり31時間まで</p> <p>(3) <u>その他の者</u> 1週間当たり29時間を超えない時間まで (週休日)</p> <p><u>第5条</u> 日曜日及び土曜日は週休日とする。</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、教育委員会は、育児短時間勤務職員等について、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、特に必要と認める場合には、前2項の規定にかかわらず、職員についての週休日について別に定めることができる。</u> (休憩時間)</p> <p><u>第6条</u> 教育委員会は、正規の勤務時間が6時間を超える場合には</p> |

伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程新旧対照表（3 / 3）

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(校長の専決)</p> <p><u>第5条</u> <u>第2条</u>及び<u>第3条</u>の規定により教育委員会が行う職員の勤務時間の割振り並びに休憩時間の決定は、当該職員の所属する学校の校長がこれを専決する。</p> <p>2 <u>条例</u>第14条の規定に基づく正規の勤務時間を超えて勤務させ、又は週休日若しくは休日に勤務させる命令は校長がこれを専決する。</p> <p>第6条 (略)</p> | <p><u>45分、8時間を超える場合には1時間の休憩時間を、それぞれ当該勤務時間の途中に置くものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、教育委員会が職務に特殊性があると認める場合には、この限りでない。</u></p> <p>(校長の専決)</p> <p><u>第7条</u> <u>第2条</u>から<u>前条</u>までの規定により教育委員会が行う職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の決定は、当該職員の所属する学校の校長がこれを専決する。</p> <p>2 <u>県勤務時間条例</u>第14条の規定に基づく正規の勤務時間を超えて勤務させ、又は週休日若しくは休日に勤務させる命令は校長がこれを専決する。</p> <p>第8条 (略)</p> |

伊勢原市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について

伊勢原市立学校職員服務規程（平成17年伊勢原市教育委員会訓令第4号）の一部を改正する規程について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和5年3月28日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

教育職員免許法の改正に伴い条項を整理するとともに、その他字句の整理を行うため。

伊勢原市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

伊勢原市立学校職員服務規程（平成17年伊勢原市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊勢原市職員の服務の宣誓に関する条例」を「職員は、伊勢原市職員の服務の宣誓に関する条例」に、「宣誓は」を「宣誓を」に改める。

第5条第2項中「取り扱い」を「取扱い」に、「貸与」を「貸与し、」に改め、同条第4項中「所属長」を「職員」に改め、「職員の」を削り、「教育長」を「所属長を経て教育長」に改め、同条第6項中「当該職員の所属していた学校の校長」を「所属長」に、「当該職員の所属していた校長」を「所属長」に改める。

第7条中「のいずれか」を「に規定するところ」に改め、同条第1号ただし書を削る。

第14条第1項中「によりあらかじめ所属長（校長にあっては、教育長）」を「をあらかじめ校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長」に改め、同条第3項中「所属長（校長にあっては、教育長）」を「校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長」に改め、同条第7項から第10項までの規定中「所属長（校長の願い出については、教育長）」を「校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長」に改める。

第15条第1項中「所属長（校長にあっては、教育長）」を「校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長」に改める。

第2号様式中 「 氏 名 」 を 「 氏 名 職員番号 」 に改め、「㊟」、「(校長認印)」及び 「 事項を証する書類 (校長の承認があれば省略可) 」 を削る。

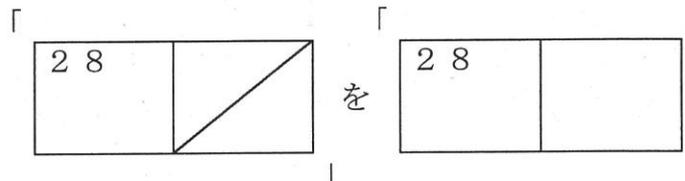
第3号様式中「貸与」を「貸与し、」に改める。

第4号様式及び第5号様式中「印」を削る。

第6号様式中「㊟」及び「(校長認印)」を削る。

第7号様式中「印」を削る。

第14号様式中「平成」を削り、



に改め、「春分の日」、「秋分の日」及び「天皇誕生日」を削る。

第19号様式及び第22号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この訓令による改正後の伊勢原市立学校職員服務規程（以下この項において「新訓令」という。）第4条に規定する履歴事項追加変更の届出その他の新訓令を施行するために必要な準備行為は、この訓令の施行の日前に行うことができる。

伊勢原市立学校職員服務規程新旧対照表 (1 / 4)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条 (略) (服務の宣誓)</p> <p>第2条 <u>伊勢原市職員の服務の宣誓に関する条例</u> (昭和29年伊勢原市条例第36号) に基づく服務の宣誓は、人事異動通知書交付後、伊勢原市教育長 (以下「教育長」という。) に文書で行うものとする。</p> <p>第3条・第4条 (略) (身分証明書)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 職員は、身分証明書の取り扱いを慎重にし、他人に<u>貸与</u>又は譲渡してはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 所属長は、<u>職員の身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに身分証明書記載事項変更届出書 (第5号様式) を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 職員は、退職等により、その身分を失ったときは、速やかに、<u>当該職員の所属していた学校の校長を経て教育長に身分証明書を返納しなければならない。</u>この場合において、<u>当該職員の所属していた校長は、身分証明書の返納書 (第7号様式) により当該身分証明書を教育長に送付するものとする。</u></p> <p>第6条 (略) (職務専念義務の免除の手続)</p> <p>第7条 職員が、伊勢原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 (昭和29年伊勢原市条例第37号。以下「条例」という。) 及び伊勢原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則 (昭和44年伊勢原市規則第13号。以下「規則」という。) の規定に基づき、職務に専念する義務の免除について、教育長の承認を受けよ</p> | <p>第1条 (略) (服務の宣誓)</p> <p>第2条 職員は、<u>伊勢原市職員の服務の宣誓に関する条例</u> (昭和29年伊勢原市条例第36号) に基づく服務の<u>宣誓を</u>、人事異動通知書交付後、伊勢原市教育長 (以下「教育長」という。) に文書で行うものとする。</p> <p>第3条・第4条 (略) (身分証明書)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 職員は、身分証明書の<u>取扱い</u>を慎重にし、他人に<u>貸与し、又は譲渡</u>してはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>職員は、身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに身分証明書記載事項変更届出書 (第5号様式) を所属長を経て教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 職員は、退職等により、その身分を失ったときは、速やかに、<u>所属長を経て教育長に身分証明書を返納しなければならない。</u>この場合において、<u>所属長は、身分証明書の返納書 (第7号様式) により当該身分証明書を教育長に送付するものとする。</u></p> <p>第6条 (略) (職務専念義務の免除の手続)</p> <p>第7条 職員が、伊勢原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 (昭和29年伊勢原市条例第37号。以下「条例」という。) 及び伊勢原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則 (昭和44年伊勢原市規則第13号。以下「規則」という。) の規定に基づき、職務に専念する義務の免除について、教育長の承認を受けよ</p> |

伊勢原市立学校職員服務規程新旧対照表 (2 / 4)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>うとする場合は、次の各号の<u>いずれかにより</u> 手続をとらなければならない。</p> <p>(1) 条例第2条第1号及び第3号並びに規則第2条第2号から第4号までの規定に該当する場合には、職務専念義務免除承認申請書(第8号様式)をあらかじめ校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長に提出すること。ただし、<u>教頭及び教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第2条第1項に規定する教育職員が、同法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習を受講する場合には、職務専念義務免除承認申請書に代えて第14条第1項に規定する休暇等申請(届出)簿をあらかじめ所属長に提出するものとする。</u></p> | <p>うとする場合は、次の各号に<u>規定するところにより</u> 手続をとらなければならない。</p> <p>(1) 条例第2条第1号及び第3号並びに規則第2条第2号から第4号までの規定に該当する場合には、職務専念義務免除承認申請書(第8号様式)をあらかじめ校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長に提出すること。</p> |
| <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p>(有給休暇の承認等)</p> | <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p>(有給休暇の承認等)</p> |
| <p>第14条 職員は、年次休暇以外の有給休暇を受けようとするときには<u>休暇等申請(届出)簿(第15号様式)によりあらかじめ所属長(校長にあっては、教育長)に</u> 願い出てその承認を受け、年次休暇を受けようとするときには<u>休暇等申請(届出)簿によりあらかじめ所属長(校長にあっては、教育長)に</u> 届け出なければならない。</p> | <p>第14条 職員は、年次休暇以外の有給休暇を受けようとするときには<u>休暇等申請(届出)簿(第15号様式)をあらかじめ校長に</u> あっては教育長に、<u>校長以外の職員に</u> あっては所属長に 願い出てその承認を受け、年次休暇を受けようとするときには<u>休暇等申請(届出)簿をあらかじめ校長に</u> あっては<u>教育長に、校長以外の職員に</u> あっては所属長に 届け出なければならない。</p> |
| <p>2 (略)</p> <p>3 職員は、ボランティア休暇以外の有給休暇について、病気、災害その他やむを得ない理由により第1項の規定によることができない場合には、電話、伝言等により連絡を取るとともに、事後速やかに、休暇等申請(届出)簿によりその</p> | <p>2 (略)</p> <p>3 職員は、ボランティア休暇以外の有給休暇について、病気、災害その他やむを得ない理由により第1項の規定によることができない場合には、電話、伝言等により連絡を取るとともに、事後速やかに、休暇等申請(届出)簿によりその</p> |

伊勢原市立学校職員服務規程新旧対照表 (3 / 4)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>理由を記して<u>所属長（校長にあっては、教育長）</u>に願い出、又は届け出なければならない。</p> | <p>理由を記して<u>校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長</u>に願い出、又は届け出なければならない。</p> |
| <p>4～6 (略)</p> | <p>4～6 (略)</p> |
| <p>7 職員は、子の看護休暇を取得しようとするときは、休暇等申請（届出）簿により<u>所属長（校長の願い出については、教育長）</u>に願い出なければならない。この場合において、所属長はその事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して、必要な書類の提出を求めることができる。</p> | <p>7 職員は、子の看護休暇を取得しようとするときは、休暇等申請（届出）簿により<u>校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長</u>に願い出なければならない。この場合において、所属長はその事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して、必要な書類の提出を求めることができる。</p> |
| <p>8 職員は、育児参加休暇を願い出る場合には、休暇等申請（届出）簿により<u>所属長（校長の願い出については、教育長）</u>に願い出なければならない。この場合において、所属長はその事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して、必要な書類の提出を求めることができる。</p> | <p>8 職員は、育児参加休暇を願い出る場合には、休暇等申請（届出）簿により<u>校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長</u>に願い出なければならない。この場合において、所属長はその事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して、必要な書類の提出を求めることができる。</p> |
| <p>9 職員は、短期介護休暇を取得しようとするときは、休暇等申請簿（届出）簿により<u>所属長（校長の願い出については、教育長）</u>に願い出なければならない。この場合において、所属長はその事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して、必要な書類の提出を求めることができる。</p> | <p>9 職員は、短期介護休暇を取得しようとするときは、休暇等申請簿（届出）簿により<u>校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長</u>に願い出なければならない。この場合において、所属長はその事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して、必要な書類の提出を求めることができる。</p> |
| <p>10 職員は、特別休暇を願い出る場合には、休暇等申請（届出）簿により、<u>所属長（校長の願い出については、教育長）</u>に願い出なければならない。この場合において、所属長はその事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して、必要な書類の提出を求めることができる。</p> | <p>10 職員は、特別休暇を願い出る場合には、休暇等申請（届出）簿により、<u>校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長</u>に願い出なければならない。この場合において、所属長はその事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して、必要な書類の提出を求める</p> |

伊勢原市立学校職員服務規程新旧対照表 (4 / 4)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(介護休暇の承認等) 第15条 職員は、介護休暇を受けようとするときには介護休暇申請(届出)簿(第17号様式)により、原則として当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに所属長(校長にあっては、<u>教育長</u>)に願い出て、その承認を受けなければならない。</p> | <p>ことができる。 (介護休暇の承認等) 第15条 職員は、介護休暇を受けようとするときには介護休暇申請(届出)簿(第17号様式)により、原則として当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに<u>校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長に</u>願い出て、その承認を受けなければならない。</p> |
| <p>2・3 (略)</p> | <p>2・3 (略)</p> |
| <p>第16条～第30条 (略)</p> | <p>第16条～第30条 (略)</p> |
| <p>第1号様式 (略)</p> | <p>第1号様式 (略)</p> |
| <p>第2号様式(第4条関係)</p> | <p>第2号様式(第4条関係)</p> |
| <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">改正規定のとおり</p> |
| <p>第3号様式(第5条関係)</p> | <p>第3号様式(第5条関係)</p> |
| <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">改正規定のとおり</p> |
| <p>第4号様式(第5条関係)</p> | <p>第4号様式(第5条関係)</p> |
| <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">改正規定のとおり</p> |
| <p>第5号様式(第5条関係)</p> | <p>第5号様式(第5条関係)</p> |
| <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">改正規定のとおり</p> |
| <p>第6号様式(第5条関係)</p> | <p>第6号様式(第5条関係)</p> |
| <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">改正規定のとおり</p> |
| <p>第7号様式(第5条関係)</p> | <p>第7号様式(第5条関係)</p> |
| <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">改正規定のとおり</p> |
| <p>第8号様式～第13号様式 (略)</p> | <p>第8号様式～第13号様式 (略)</p> |
| <p>第14号様式(第13条関係)</p> | <p>第14号様式(第13条関係)</p> |
| <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">改正規定のとおり</p> |
| <p>第15号様式～第18号様式 (略)</p> | <p>第15号様式～第18号様式 (略)</p> |
| <p>第19号様式(第22条関係)</p> | <p>第19号様式(第22条関係)</p> |
| <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">改正規定のとおり</p> |
| <p>第20号様式・第21号様式 (略)</p> | <p>第20号様式・第21号様式 (略)</p> |
| <p>第22条様式(第25条関係)</p> | <p>第22条様式(第25条関係)</p> |
| <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">改正規定のとおり</p> |
| <p>第23号様式 (略)</p> | <p>第23号様式 (略)</p> |

伊勢原市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について

伊勢原市社会教育指導員設置規則（昭和48年伊勢原市教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和5年3月28日

伊勢原市教育委員会
教育長 山口賢人

提案理由

伊勢原市社会教育指導員の勤務条件に係る規定について、所要の改正を行う必要が生じたため。

伊勢原市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則

伊勢原市社会教育指導員設置規則（昭和48年伊勢原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊勢原市社会教育指導員」の次に「（以下「指導員」という。）」を加える。

第2条中「社会教育指導層」を「における社会教育の指導層」に、「はかる」を「図る」に、「社会教育指導員」を「指導員」に改める。

第3条中「社会教育指導員」を「指導員」に改める。

第4条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「社会教育指導員」を「指導員」に、「直接指導・」を「直接指導、」に、「または社会教育団体」を「又は社会教育関係団体」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第5条中「社会教育指導員」を「指導員」に改める。

第6条中「社会教育指導員」を「指導員」に、「4日」を「4日以内」に改め、同条ただし書中「割りふり」を「割振り」に改める。

第7条中「社会教育指導員」を「指導員」に改める。

第8条中「別に教育長が」を「、教育長が別に」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢原市社会教育指導員設置規則新旧対照表（1 / 2）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、伊勢原市社会教育指導員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本市社会教育指導層の充実をはかるため、社会教育指導員を置く。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第3条 社会教育指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけている者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>(身分および職務)</p> <p>第4条 社会教育指導員は、非常勤職員とし、社会教育の特定分野についての直接指導・学習相談または社会教育団体の育成等に<u>あたる</u>ものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第5条 社会教育指導員の定数は、3名以内とする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第6条 社会教育指導員の勤務日数は、1週間につき<u>4日</u>とし、1日の勤務時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、必要に応じて勤務時間の<u>割りふり</u>の変更を行なうことができる。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、伊勢原市社会教育指導員(以下「<u>指導員</u>」<u>という。</u>)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本市における社会教育の<u>指導層</u>の充実を<u>図る</u>ため、<u>指導員</u>を置く。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第3条 <u>指導員</u>は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけている者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>(身分及び職務)</p> <p>第4条 <u>指導員</u>は、非常勤職員とし、社会教育の特定分野についての<u>直接指導</u>、<u>学習相談</u>又は<u>社会教育関係団体</u>の育成等に<u>当たる</u>ものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第5条 <u>指導員</u>の定数は、3名以内とする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第6条 <u>指導員</u>の勤務日数は、1週間につき<u>4日以内</u>とし、1日の勤務時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、必要に応じて勤務時間の<u>割振り</u>の変更を行なうことができる。</p> |

伊勢原市社会教育指導員設置規則新旧対照表（2 / 2）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>（任期） 第7条 <u>社会教育指導員</u>の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>（委任） 第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は別に<u>教育長</u>が定める。</p> | <p>（任期） 第7条 <u>指導員</u>の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>（委任） 第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、<u>教育長が別に</u>定める。</p> |

第2次伊勢原市生涯学習推進指針の策定について

第2次伊勢原市生涯学習推進指針の策定について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第1号の規定により提案する。

令和5年3月28日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

令和5年度で策定から10年が経過し、法改正や生涯学習を取り巻く環境が変化したことから、多様化し複雑化する課題や社会変化への対応など、より状況に即した指針を策定するため。

第2次伊勢原市生涯学習推進指針

(案)

伊勢原市・伊勢原市教育委員会

目 次

| | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 第2次伊勢原市生涯学習推進指針の基本的事項 | 2 |
| | （1）伊勢原市生涯学習推進指針改定の趣旨 | 2 |
| | （2）指針の位置づけ | 2 |
| | （3）指針の目的 | 3 |
| | （4）生涯学習とは | 4 |
| | （5）関係する主な法改正等の経過 | 5 |
| | （6）国の動向 | 6 |
| 2 | 伊勢原市の生涯学習の現状と課題 | 7 |
| | （1）伊勢原市の生涯学習推進の経過 | 7 |
| | （2）社会を取り巻く環境の変化 | 8 |
| | （3）市民意識の状況（令和元年市民意識調査の結果） | 8 |
| | （4）社会教育委員会議における点検評価の経過 | 9 |
| | （5）伊勢原市の生涯学習推進における現状と課題 | 9 |
| 3 | 生涯学習を推進するための基本方針 | 11 |
| | （1）指針の体系 | 11 |
| | （2）持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の推進 | 12 |
| | （3）施策の概要 | 13 |
| | 基本目標1 総合的な生涯学習の推進 | 13 |
| | 基本目標2 支援体制の整備 | 15 |
| | 基本目標3 学習機会の充実 | 16 |
| | 基本目標4 施設の充実と整備 | 19 |
| 4 | 指針の推進体制 | 21 |
| 5 | 指針策定の経過 | 22 |

1 第2次伊勢原市生涯学習推進指針の基本的事項

(1) 伊勢原市生涯学習推進指針改定の趣旨

伊勢原市及び伊勢原市教育委員会は、平成25(2013)年4月に「伊勢原市生涯学習推進指針」を策定しました。この指針は、学校や家庭と地域社会が連携し、心豊かで安心できる生涯学習環境を醸成することや時代の要請に基づき市民の学習機会や場を整備し、生涯学習推進の方向性や道筋を示し、豊かな生涯学習社会の実現を目指すための指針として策定したものです。

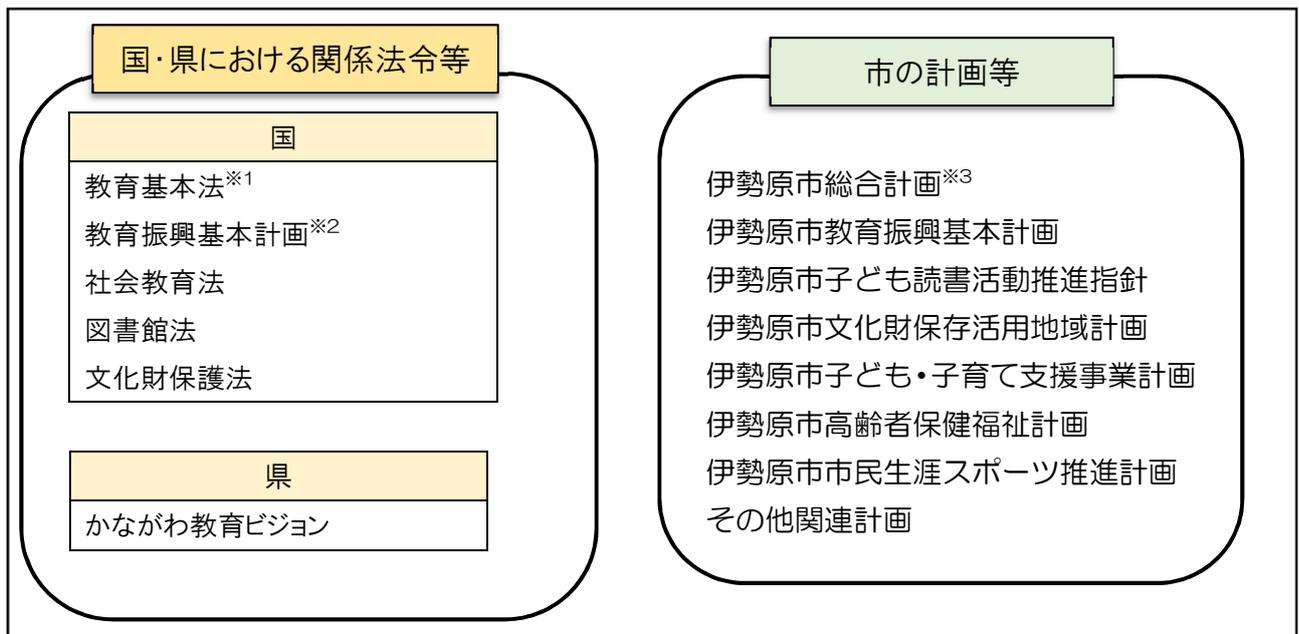
策定から10年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展と人生100年時代の到来を見据えた生涯学習社会の充実が求められるなど、法改正や生涯学習を取り巻く環境が変化してきました。

こうした状況を踏まえ、課題に取り組む方向性を「学びと活動の循環による生涯学習社会の構築」とした現行指針の推進の在り方を継承しつつ、多様化し複雑化する課題や社会変化への対応など、より状況に即した指針とするために改定を行うものです。

(2) 指針の位置づけ

本指針は、伊勢原市の総合計画及び教育振興基本計画をはじめ、関連する他の計画との整合性を図りながら、令和5年度からの生涯学習の分野における基本的な考えや方向性を示したものです。

【関連計画との関係性】



※1 教育基本法…教育の基本法として、全ての教育推進の原点となるもの。平成18年に改正され、新たに「生涯学習の理念」が規定された。

※2 教育振興基本計画…教育基本法が平成18年に改正されたことにより、各自治体は教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることとなった。伊勢原市は、平成22年度～平成29年度の教育ビジョンにより、前期基本計画を平成22年度～平成24年度とし、後期基本計画を平成25年度～平成29年度の5年間の教育振興施策として策定している。

※3 伊勢原市総合計画…伊勢原市が進むべきまちづくりの姿を示し、伊勢原市の事業推進の柱となるもの。

(3) 指針の目的

市民の学習意欲を支え、学習のための環境を整備し、自己及び地域の豊かな未来を築くためには、学習による自己実現とともに、社会の要請に基づき、学びの成果を地域づくりに活かすことも求められています。

学校、家庭、地域社会が連携し、地域の課題や目標の共有化を通じて、心豊かで安心できる生涯学習社会の実現に向けた取組を推進するため、取組の方向性及び考え方を指針として定めるものです。

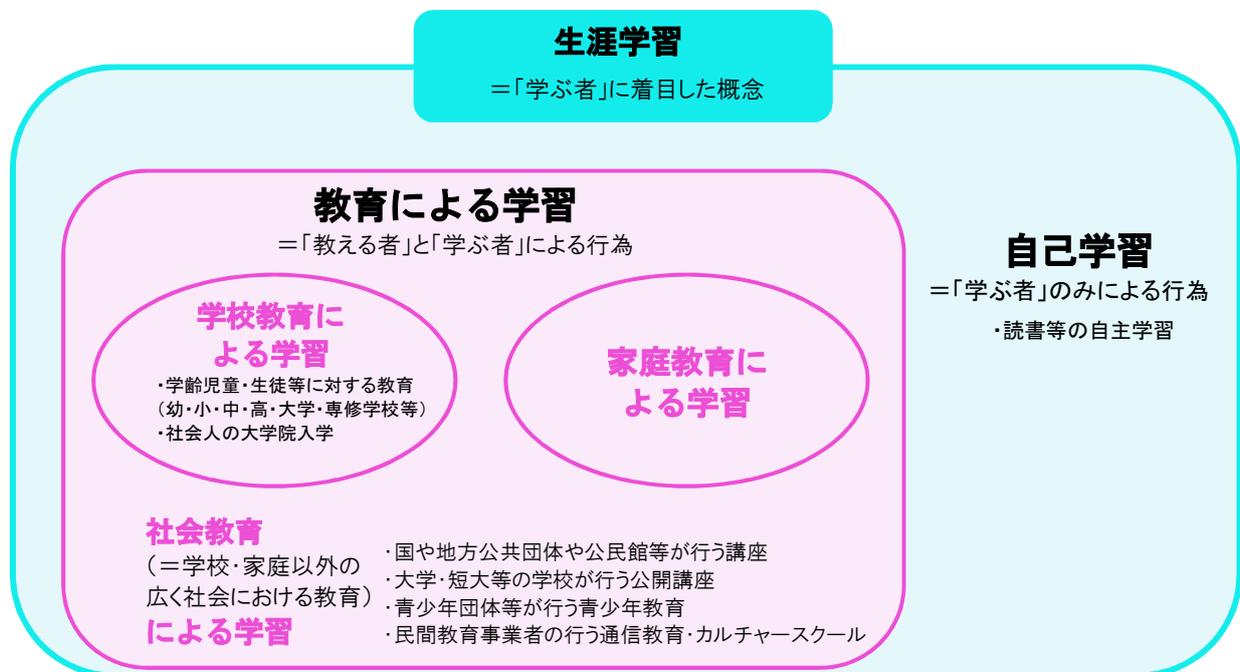
(4) 生涯学習とは

教育基本法では、「生涯学習の理念」について、次のように定めています。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

これは、すべての国民の学習する権利が生涯にわたって保障される社会が実現されなければならないということを意味しています。一人一人が、生涯にわたって、自由な学習を通じて発達し、豊かな人生を送る主体者となるということが、生涯学習の考え方であり、読書や映画、旅行、スポーツ活動など、生活のあらゆる活動において生涯学習は実践されています。

社会教育と生涯学習の関係



[出典]「平成23年11月:中央教育審議会生涯学習分科会(第60回)」資料

生涯学習は、社会教育や学校教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

その中で、社会教育は、社会教育法第2条において、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」と定義されるとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。(中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域作りに向けた社会教育の振興方策について(答申)(平成30年12月21日)」より)

(5) 関係する主な法改正等の経過

| 施行年 | 名称 | 主な内容 |
|--------------|--------------------------|---|
| 1971年（昭和46年） | 社会教育審議会答申 | 生涯学習の考え方 |
| 1981年（昭和56年） | 中央教育審議会 | 生涯学習を踏まえた学校の再編を指摘 |
| 1988年（昭和63年） | 文部省機構改革 | 生涯学習局が設置され、省内筆頭局に位置づけられる |
| 1990年（平成2年） | 生涯学習振興法の制定 | 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律 |
| 1992年（平成4年） | 生涯学習審議会の提言 | 生涯学習社会を「人々が生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」社会と定義し、その実現のために取り組むべき課題と振興策を提言 |
| 1996年（平成8年） | 生涯学習審議会答申 | 地域における生涯学習機会充実方策について |
| 1998年（平成10年） | 中央教育審議会答申 | 地域の様々な教育機能の強調・融合を促進するとともに、学校を拠点とした地域コミュニティ育成の必要性を指摘 |
| 2006年（平成18年） | 教育基本法の改正 | 生涯学習の理念を規定 |
| 2008年（平成20年） | 社会教育法の改正 | 社会教育と学校教育の連携、家庭教育の充実 |
| 2013年（平成25年） | 中央教育審議会 | 今後の「社会教育行政等の推進の在り方」や「生涯学習・社会教育の振興の具体的方策」について、議論を整理 |
| 2015年（平成27年） | 中央教育審議会答申 | 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について |
| 2017年（平成29年） | 社会教育法の改正 | 「地域学校協働活動」の推進について規定 |
| 2018年（平成30年） | 中央教育審議会答申 | 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について |
| 2020年（令和2年） | 社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令の施行 | 「講習修了証書授与者が「社会教育士 ^{※4} 」と称することができる」と規定 |
| 2020年（令和2年） | 中央教育審議会 | 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ICTなどの新しい技術を活用した学び等、誰一人として取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会を目指す生涯学習や社会教育の在り方について、議論を整理 |

※4 社会教育士…教育委員会事務局や教育委員会所管の社会教育施設で活動するのみならず、行政他の部署やNPO、民間企業等にも所属して、地域社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

(6) 国の動向

平成18年に教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」、「家庭教育」、「社会教育」、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」等の規定が盛り込まれ、充実が図られました。

この法改正を踏まえ、平成20年の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」では、新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習の振興、社会教育の重要性が位置づけられました。

今後の生涯学習の振興方策については、個人の要望や社会の要請から一人一人の生涯を通じた学習の支援により、その学習成果を活用し、社会全体の教育力の向上につなげ、新たな学習の需要が起こる「知の循環型社会の構築」が必要であるとされています。

平成25年に策定された「第2期教育振興基本計画」では、今後の社会の方向性として、「自立」一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会、「協働」個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会、「創造」自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会とし、この3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築するとされました。

平成30年に策定された「第3期教育振興基本計画」の基本的な方針「生涯学び、活躍できる環境を整える」では、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進、職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進、障がい者の生涯学習の推進が目標とされています。

令和4年の中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、生涯学習・社会教育が果たしうる役割として、人生100年時代・VUCA^{※5}の時代においては、生涯学習（職業や生活に必要な知識を身に付け自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの）と社会教育（学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの）のこうした従来の役割に加えて新しい役割が重要としています。その役割とは、ウェルビーイング^{※6}の実現、社会的包摂^{※7}の実現、デジタル社会に対応、地域コミュニティの基盤とされています。

今後の生涯学習・社会教育の振興方策として、公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成、活躍機会の拡充、地域と学校の連携・協働の推進、リカレント教育^{※7}の推進、多様な障害に対応した生涯学習の推進を掲げています。

※5 VUCA…Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。

※6 ウェルビーイング…個人的な状況評価や感情の状態を表す「幸せ(happiness)」とは異なり、個人のみならず個人を取り巻く「場」が持続的に良い状態であることまでを含む包括的な概念として用いる。

※7 社会的包摂…国民一人ひとりが社会に参加し、潜在能力を発揮できる環境整備が不可欠であり、そのための社会的排除の構造と要因を克服する一連の政策的な対応のこと。

※8 リカレント教育…学校教育から離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。

2 伊勢原市の生涯学習の現状と課題

(1) 伊勢原市の生涯学習推進の経過

昭和59年に初めて教育委員会事業として、「生涯学習の推進^{*9}」が規定されました。

平成元年度から3年間、文部省による「生涯学習モデル市町村」の指定を受け、生涯学習推進議会を設置し、市民大学、大学開放講座（パソコン講座）、生涯学習講演会など、社会教育課を主管とする事業の推進を図りました。

平成9年度から平成16年度まで、「生涯学習ボランティアリーダー養成講座」により、生涯学習ボランティア協会の基礎をつくりました。

平成22年度から「生涯学習サポート事業」として、生涯学習ボランティア養成講座を実施しました。

平成25年度、26年度に課題や困難を抱える家庭や、不登校等の問題に対応するため、関係機関が連携し、地域の多様な人材や、ソーシャルワーカー等の専門家を活用したアウトリーチ（訪問）型の支援により問題の解決を図ることを目的とした、地域人材家庭教育支援事業として文部科学省の委託事業を行いました。

社会教育施設としての市立公民館については、昭和52年に伊勢原公民館を旧市庁舎に移転開館したことを転機に、地域の要望を踏まえ、ほぼ毎年小学校区ごとに開設しました。

平成3年には、中央公民館を開設し、市内7公民館が社会教育事業の拠点、地域住民の学習活動拠点等として利用されています。

平成31年4月に大田公民館と市民活動（地域コミュニティ）の拠点である大田ふれあいセンターを機能統合し、旧大田ふれあいセンターの建物を大田公民館としました。

平成30年9月に関係条例が可決されたことを受け、令和元年7月から公民館の有料化を開始しました。

図書館・子ども科学館は昭和63年に開設し、図書館機能は、「知の拠点」として幅広い世代に利用され、子ども科学館機能は、科学に関する知識の普及と啓発を図り、創造性豊かな青少年の育成に寄与するための施設として利用されています。

スポーツ施設は、平成29年4月にスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）を教育委員会から市長部局に移管し、競技スポーツやスポーツレクリエーションなど生涯学習スポーツの持つ多面的な役割をより効果的にする施策を展開するとともに、有料公園スポーツ施設の管理業務をスポーツ課に移管することで、有料スポーツ施設の窓口を一本化し、既存の運動・スポーツ施設の整備や充実に関する施策を展開することとしました。

(2) 社会を取り巻く環境の変化

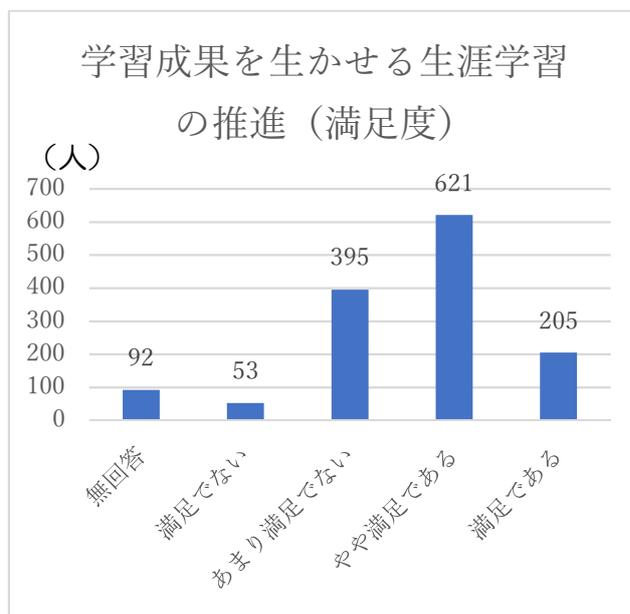
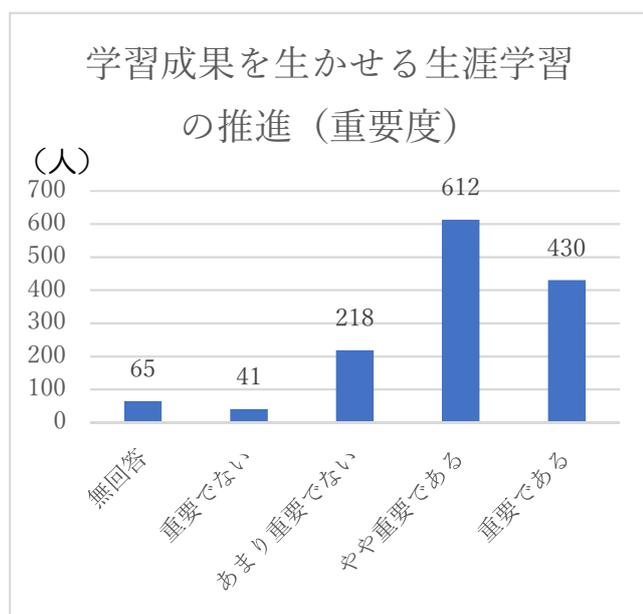
少子高齢社会の進行に伴う家族と地域の変容、高度情報化の進展と知識社会への移行、産業・就業構造の変容、グローバル化の進展、科学技術の進歩と地球環境問題の深刻化、国民意識の変化など大きな社会変動が続く中、生涯学習に携わる地域住民などが地域の担い手となる人材の育成に関わるなど学校と家庭や地域との連携が求められています。

さらに令和2年から流行した感染症により、社会生活は、大きな転換期を迎えています。

(3) 市民意識の状況（令和元年市民意識調査の結果）

令和元年10月～11月に実施した伊勢原市第5次総合計画後期基本計画に対する市民の満足度調査において、「市民意識調査」の結果報告書では、市民の満足度が高い項目として、「安心できる地域医療体制の充実」や「歴史・文化遺産の活用と継承」が上位を占めました。また、満足度の低い項目または今後の重要度が低い項目として、「交流がひろがる拠点の形成」、「市民協働と地域コミュニティの活性化」、「学習成果を生かせる生涯学習の推進」などがありました。

伊勢原市の生涯学習に関係する「学習成果を生かせる生涯学習の推進」の項目のみで見ると、重要度・満足度ともに高い状況になっていますが、伊勢原市第5次総合計画後期基本計画の40本の施策における平均値と比較すると、重要度は低く、満足は高い結果となりました。今後の豊かで安心できるまちづくり、地域社会をイメージしたときには、市民がお互いに協力し合い、支援し合える「市民協働」や「市民参加」は不可欠の要素であり、市民の関心、意識を高めるための取組や生涯学習の重要度を高めるための取組が求められています。



※9 生涯学習の推進…市民の生涯にわたって学習する機会と場所を提供し、個人の自発的な意志に基づく学習環境を整備し、自己の実現と学習の成果を地域に還元する豊かで安心した社会を目指すための事業を推進するもの。

(4) 社会教育委員会議における点検評価の経過

伊勢原市生涯学習推進指針では、指針の実現に向けて、教育振興基本計画における計画の達成度や教育委員会点検評価による点検評価を確認し、各種計画における実績等を資料として、社会教育委員会議で事業施策の進行状況を点検評価することとしているため、次のとおり社会教育委員による点検評価を行いました。

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 令和元年9月 | 事務研究会で点検評価会議の趣旨、作業方法等を説明 |
| 令和2年1月 | 社会教育委員による点検・評価会議を実施 |
| 令和2年11月 | 事務研究会で各意見等の確認、全体のまとめ |
| 令和3年3月 | 社会教育委員会議 ^{※10} で点検評価の内容を協議 |
| 令和3年4月 | 教育委員会議4月定例会で報告 |

(5) 伊勢原市の生涯学習推進における現状と課題

生涯学習の推進・社会教育の振興^{※11}に関しては、国、県の動向に注目しながら、伊勢原市においても積極的に取組が行われてきました。

また平成25年4月には、学校と家庭と地域が連携し、心豊かで安心できる生涯学習環境を醸成することや、市民の学習機会や場所を整備するため、本指針を策定しました。

さらに、令和元年度から2年度にかけて、社会教育委員により、本指針における事業施策の推進状況の点検評価を行い、取り組むべき課題としては、5つの項目ごとに、次のようなことが課題として提起されました。

1 総合的な生涯学習の推進

- 市民の生活スタイルとともに価値観も多様化している現在では、生涯学習を推進するにあたり、生涯にわたり資質を向上するという共通した目標はあるものの、個々の希望に沿った公民館講座等を実施するのは難しい。
- 多様化する市民ニーズに応えながら生涯学習を進めていくためには、教育委員会に社会教育主事^{※12}を配置し、専門的な立場から事業の進め方等に助言や指導をする環境づくりが必要。

2 支援体制の整備

- 市ホームページでは、社会教育に関する内容やコンテンツを充実させ、さらに活用していくことが必要。
- 各公民館の活動については、講座の実施状況を振り返り、検証すること。また、ロケーションの特性を生かして、特徴ある講座を展開していくことが重要。

※10 社会教育委員会議…市教育委員会が行う社会教育行政に関する審議・諮問機関で、学校教育や社会教育の関係者や家庭教育の向上に資する活動を行う者や学識経験者の中から教育委員会が委嘱し、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。伊勢原市は、13名以内の委員で構成している。

※11 社会教育の振興…児童から高齢者まで、全ての市民を対象に実施される教育活動行政においては社会教育課、文化財担当、スポーツ課、図書館・子ども科学館、青少年課などにおいて、様々な事業を実施している。

※12 社会教育主事…都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。

3 学習機会の充実

- 学習機会の充実は、すでに学習機会を得ている住民の学習をより豊かなものにしながら、学習機会を得ることのできる住民が固定化されることなく、学習機会の裾野を広げることが重要。

4 施設の充実と整備

- 生涯学習機能の強化を目指す中央公民館と地域コミュニティ機能の強化を目指す地区公民館の役割を再確認し、それぞれの機能をさらに活かしていくことが課題。

5 指標の設定と評価

- 市民の誰もが、社会教育・生涯学習事業に気軽に参加し、豊かな生活を築き、生涯にわたり学習に対して主体的に取り組めるようにすることが必要。
- 指標の設定には、「学習のステップづくりはできているか」、「学習の成果を生かす機会はあるか」、「主催者として工夫できたか」、「参加者が喜んでいるか」、「長期的な視点に立った社会教育施設の整備」に着目すること。

3 生涯学習を推進するための基本方針

(1) 指針の体系

| 基本目標 | 施策 | |
|---------------|-----|---------------------------|
| 1 総合的な生涯学習の推進 | (1) | 生涯学習・社会教育推進体制の充実 |
| | (2) | 市民協働の支援・活性化 |
| 2 支援体制の整備 | (1) | 学校と地域の連携・協働の推進 |
| | (2) | 社会教育関係団体等との連携・協働 |
| | (3) | 生涯学習ネットワークの整備 |
| | (4) | 生涯学習推進事業の再構築 |
| 3 学習機会の充実 | (1) | 親子が元気になる家庭教育と子育て支援 |
| | (2) | 公民館や図書館・子ども科学館における生涯学習の推進 |
| | (3) | 多様なニーズに応じた学習情報・機会の充実 |
| | (4) | お互いを尊重し合い、多様性を認め合う学習機会の提供 |
| | (5) | 歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用 |
| | (6) | 文化芸術・スポーツ活動の推進 |
| 4 施設の充実と整備 | (1) | 市立公民館の計画的な施設改修と利用促進 |
| | (2) | コミュニティセンター等の活用 |
| | (3) | 図書館・子ども科学館の計画的な施設改修と利用促進 |
| | (4) | 既存のスポーツ施設の整備・充実 |

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) に向けた取組の推進

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて、令和 12 (2030) 年までの国際目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。

この考え方に沿い、生涯学習の推進にあたっては、すべての人々に、誰もが受けられる公平で、質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することが求められています。

この 17 の目標及び本指針に対応する SDGs を「(3) 施策の概要」に掲載しました。



出典：国際連合広報センターWEB サイト

(3) 施策の概要

基本目標 1 総合的な生涯学習の推進

(1) 生涯学習・社会教育推進体制の充実

継続的な社会教育主事の育成（社会教育主事講習への派遣）と市民が自ら適切な学習機会を選択し、自主的に学ぶことができるよう、生涯学習情報の提供や、学習者のための相談体制の充実に努めます。

【主な事業・取組】

- ・ 計画的な社会教育主事及び社会教育士の養成と配置

(2) 市民協働の支援・活性化

伊勢原市の地域における様々な問題や課題の解決、情報の共有を図ることで、地域活動の振興や地域リーダーとしての自立を支援します。

生涯学習や各種活動を始めたいと望む市民等に対し、わかりやすく必要な活動団体に関する情報を提供するため、市内全公民館で活動するサークル等の情報や活動内容等を体系的に整理し、ホームページ等を活用しながら広く情報提供します。

【主な事業・取組】

- ・ 市民協働事業（市民大学講座）
- ・ 公民館利用サークル一覧の提供

対応する SDGs



基本目標 2 支援体制の整備

(1) 学校と地域の連携・協働の推進

地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を推進するとともに、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等の人材育成を図り、学校運営協議会^{※13}との一体的活動の推進と地域コミュニティの活性化を図ります。

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行の推進に向けて検討します。

【主な事業・取組】

- 地域学校協働活動推進事業
- 地域部活動推進事業

(2) 社会教育関係団体等との連携・協働

家庭教育や文化芸術活動を推進するために、地域社会で活動する社会教育関係団体等との連携・協働を図ります。

【主な事業・取組】

- 社会教育関係団体への補助金交付による活動の支援
- PTA 活動との連携

(3) 生涯学習ネットワークの整備

幼児から高齢者までの幅広い世代に対する生涯学習の機会を提供するため、大学や企業、市民団体等と連携を図り各種講座の充実に努めます。

また、自主的な生涯学習を支援するため、学習成果を生かせる仕組みづくりを行うとともに、生涯学習を推進する担い手を養成します。

【主な事業・取組】

- 大学連携事業（東海大学、東京農業大学等）
- 市民大学講座

(4) 生涯学習推進事業の再構築

様々なライフスタイルや価値観の変化など、市民を取り巻く社会状況は急速に変化し、高齢者や若者をはじめ地域で孤立する人が多くなり、地域社会における人と人とのつながりが希薄化する中、学習を通じて学ぶもの同士が交流できるような機会提供、情報提供を行います。

また、少子高齢化が進む中、高齢者が培ってきた知識・経験を若者・子どもたちが継承し、周囲の温かいまなざしの中で社会性・協調性を身に付けたり、高齢者が生きがいを持ち心豊かな生活を送ったりすることができるよう、世代間交流の活性化を図ります。

そのために、市ホームページをさらに活用するとともに、SNS を活用した即時的な情報提供を行います。また、多様化する学習要求に対応するために、グループやサークルなど市民の協力を得ながら、多様な学習機会の展開と各種講座の実施を再構築します。

※13 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）…学校に設置する附属機関で保護者や地域住民等の代表を委員に任命し、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するなど、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する制度。

【主な事業・取組】

- ・公民館講座等の点検、見直し、推進

対応する SDGs



基本目標 3 学習機会の充実

(1) 親子が元気になる家庭教育と子育て支援

子育ての悩みを共有できるような仲間づくりの場や、子育てに関する知識についての学習機会の場を提供します。

各公民館において、家庭での教育力の向上や保護者の心身のリフレッシュができる場を提供するため、乳幼児とその保護者を対象に、各種講座を開催します。

子どもたちが、日本の伝統文化にふれることができるよう、様々な伝統文化を体験する事業を市民とともに実施します。

【主な事業・取組】

- ・家庭教育講演会
- ・幼児家庭教育学級
- ・伝統文化親子教室
- ・保育ボランティアの派遣

(2) 公民館や図書館・子ども科学館における生涯学習の推進

それぞれのライフステージをいきいきと生きるために、様々な学習機会の場を提供します。

地域の活動団体や地域関連団体等の活動及び交流を促進するため、各地域に根ざす公民館において、地域の特色や課題、市民ニーズを踏まえた各種学級や講座を開催します。

図書館を活用した市民の生涯学習を推進するため、市民に対して読書活動を普及・啓発する講座の開催やボランティア育成を実施します。

子どもたちが読書をとおして心豊かな生活を送ることができるような環境の整備や施策を推進します。

子どもたちに理科の楽しさを知ってもらうための工作・実験教室、サイエンスショー等を実施し、理科教育を支援します。

【主な事業・取組】

- ・公民館講座
- ・子ども読書活動推進指針に基づく事業の推進
- ・工作・実験教室、サイエンスショー

(3) 多様なニーズに応じた学習情報・機会の充実

リモートで行われる事業の開催や、動画配信を取り入れた講座の実施など、ICT を活用し、市民のニーズに応じた事業展開に努めます。

その一方で、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、オンラインによる行政手続などスマートフォンの利用方法に関する講習会を定期的で開催していきます。

図書館では、来館が困難な利用者への図書館コンテンツサービスの充実と、「新しい生活様式」に対応した読書推進を図るため、電子図書館コンテンツの充実を図ります。

【主な事業・取組】

- ・オンライン講座
- ・スマホ教室
- ・いせはら電子図書館

(4) お互いを尊重し合い、多様性を認め合う学習機会の提供

人権意識を高め、人権を尊重する地域社会づくりのために、人権についての学習機会の提供を行います。

誰もが障がいの有無にかかわらず学び続けることができるよう、障がい者の生涯学習支援に係る事業等の充実や情報収集、提供、体制づくりを検討します。

【主な事業・取組】

- ・人権セミナー
- ・人権子ども映画会
- ・障がい者の生涯学習

(5) 歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用

幅広い年齢層に向けて、地域の文化財への理解を深める公開、体験的事業等の積極的な活用の推進や効果的な情報発信によるシティプロモーションを図ります。そのために、市域の文化財の計画的な調査や伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録等により、文化財の適切な保存を図ります。

文化財の調査・保存・活用に携わる人材・団体の育成、増員、活動の支援を行います。

また、文化財の公開施設については、伊勢原市文化財保存活用地域計画にも記してあるように、その必要性を認識した上で、長期的な課題として検討を続けていくこととします。さらに文化財の保存と活用を図る環境を整備するため、既存施設の有効活用を進めるとともに、老朽化が進んでいる文化財保存室の収蔵・資料整理機能を旧堀江邸に移転し、適切な保存環境の確保に努めます。

【主な事業・取組】

- ・考古資料展
- ・文化財ウォーク・史跡めぐり
- ・歴史解説アドバイザーの養成

(6) 文化芸術・スポーツ活動の推進

市民の学習成果の発表や優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供し、文化芸術の普及と発展を図るため、展示会や文化祭等を開催します。

各種スポーツ競技大会の開催や指導者の養成等を行い、市民を中心に多くの人が運動、スポーツに親しむ機会を提供します。

【主な事業・取組】

- 市民文化祭
- 市民音楽会
- 美術協会展
- いせはら市展
- 市総合体育大会
- 市選手権大会
- 地区学区体育祭
- すこやか少年少女スポーツフェスティバル
- 伊勢原3大ロードレース

対応する SDGs



基本目標 4 施設の充実と整備

(1) 市立公民館の計画的な施設改修と利用促進

公民館施設個別施設計画に基づく公民館の施設改修に努め、安全・快適な教育環境づくりを進めます。

市民の多様なニーズに応じた良好な学びの場の提供に努めます。

【主な事業・取組】

- ・伊勢原市公民館施設個別施設計画に基づく事業の推進

(2) コミュニティセンター等の活用

市民活動と生涯学習の連携は、住みよい環境づくりをめざす視点を持ちながら、主体的な学びによって地域課題をより効果的に解決することにつながります。市民活動の拠点としての機能を持つコミュニティセンター等類似施設^{※14}を活用しながら、市民活動と生涯学習の連携を進めるため、必要に応じて生涯学習の場としての利用を検討します。

【主な事業・取組】

- ・貸館事業
- ・地域ネットワークの連携・強化

(3) 図書館・子ども科学館の計画的な施設改修と利用促進

施設の適切な維持管理に取り組むとともに、伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画に基づく図書館・子ども科学館の施設改修に努めます。図書資料の適正な整備（受入れ・除籍・配架等）を行うとともに、魅力ある書架づくりに努めます。

時代の変化や市民のニーズを踏まえ、博物館機能を有している子ども科学館のあり方について検討します。

【主な事業・取組】

- ・伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画に基づく事業の推進

(4) 既存のスポーツ施設の整備・充実

スポーツ施設の老朽化に対し、施設配置の適正化、民間活力のさらなる活用、大学との連携強化等による持続可能なスポーツ環境の実現を図り、また、使用料支払のキャッシュレス化等、利便性の向上に取り組みます。

【主な事業・取組】

- ・公共施設等総合管理計画や（仮称）公共施設再配置プランに基づいたスポーツ施設の計画的な改修・修繕と管理運営

※14 コミュニティセンター等類似施設について

コミュニティセンター…地域住民に自主的な活動の場を提供し、連帯意識を高め、健康で文化的な地域社会をつくるための施設。
いせはら市民活動サポートセンター…市民が自主的かつ自立的に営利を目的とせずに行う、地域社会に貢献する公益性のある活動を支援する施設。

児童館…青少年の健全育成、生活指導等に寄与する目的をもって地域青少年活動の場を供し、もって社会福祉の増進を図る施設。

対応する SDGs



4 指針の推進体制

(1) 社会教育委員による点検評価

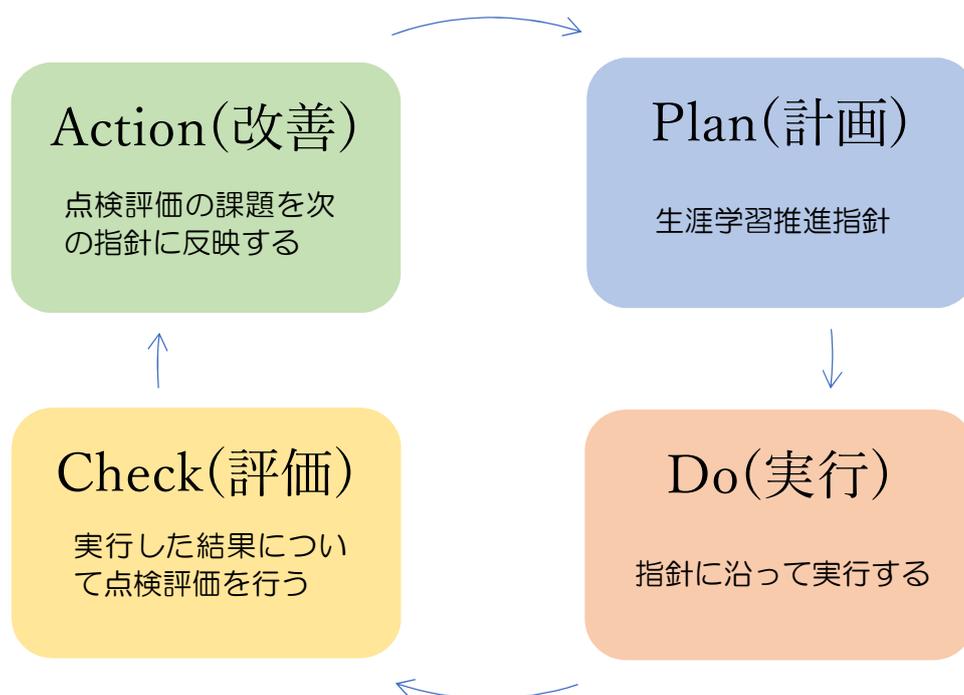
市は、学識経験者や社会教育関係団体代表者、市民からなる「社会教育委員会議」に、社会教育関係事業（公民館講座や各種イベント等）の事業施策進捗状況を報告します。それぞれの立場から必要に応じ答申、建議、意見具申等を聴収し、社会教育関係事業施策に反映させます。

(2) 教育委員会点検評価

教育振興基本計画の点検評価の対象となる主な取組について、各取組を所管する所属、教育委員、学識経験者の順番に点検評価を行います。

その結果を報告書としてまとめ、公表するとともに、点検評価で得られた課題等を踏まえ、次年度以降の取組に反映させます。

本指針では、上記2つの点検評価を基に、学習の成果を適切に評価し、社会全体で活用し、次のステップに繋げる「学びと活動の循環による生涯学習社会の構築」に取り組むため、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。



5 指針策定の経過

| | | |
|----------|-------------------------|----------------------------|
| 令和3年11月 | 「伊勢原市生涯学習推進指針の改定について」諮問 | 教育委員会議 |
| 令和3年11月 | 指針改定の基本的作業の確認 | 社会教育委員会議 |
| 令和4年3月 | 諮問内容の確認 | 社会教育委員会議 |
| 令和4年5月 | 指針素案の検討 | 社会教育委員会議 |
| 令和4年9月 | 指針素案の検討 | 社会教育委員会議 |
| 令和5年1月 | 関係各課の意見聴取 | 教育総務課文化財担当、 図書館・子ども科学館等 |
| 令和5年1月 | 指針素案の検討 | 社会教育委員会議 |
| 令和5年3月 | 答申内容の確認 | 社会教育委員会議 |
| 令和5年3月 | 「伊勢原市生涯学習推進指針の改定について」答申 | 教育委員会議 |
| 令和5年4月以降 | 市民への周知 | |

第 2 次伊勢原市生涯学習推進指針
(案)

伊勢原市教育委員会社会教育課

第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針の策定について

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第百五十四号）第9条第2項の規定に基づく第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針を策定するため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第1号の規定により提案する。

令和5年3月28日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

第2次伊勢原市子ども読書活動推進指針が令和4年度をもって終了することから、令和5年度から9年度を目標の対象期間とする新たな伊勢原市子ども読書活動推進指針を策定するため。

第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針（案）

（令和5年～令和9年）

本との「出会い」で
豊かな心を育てよう！

トーフくん



ききょうちゃん



こまたろう



【市立図書館のイメージキャラクター】

- トーフくん…伊勢原の名産「大山の豆腐」
- ききょうちゃん…伊勢原市の花「桔梗」
- こまたろう…伊勢原の民芸品「大山こま」

※3人とも子どもと本が大好き！
伊勢原市の読書普及活動で活躍します！
図書館のホームページでも会えるよ！



伊勢原市公式
イメージキャラクター
クルリン

も く じ

- 1 基本方針……………1p
 - (1)改訂の目的
 - (2)これまでの経過
 - (3)第3次指針の期間
 - (4)第3次指針の対象
 - (5)第3次指針の位置づけ
 - (6)持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の推進

- 2 子ども読書活動の意義……………3p
 - (1)健やかな心の発育
 - (2)コミュニケーション能力の向上
 - (3)自立する力の育成

- 3 第2次子ども読書活動推進指針の評価と課題……………6p
 - (1)目標の達成状況
 - (2)取組の概要
 - (3)施策・事業推進の5つの柱の評価と課題
 - (4)第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針の改訂に向けて

- 4 子ども読書活動推進の体系図……………9p

- 5 子ども読書活動の推進……………10p
 - (1)施策・事業推進の5つの柱の取組の方向性と取組事業
 - (2)重点取組と目標値の設定
 - (3)主な事業とネットワーク体制

1 基本方針

(1) 改訂の目的

読書活動は、子どもの知的好奇心を呼び覚まし、想像力や思考力を培い、豊かな言葉やコミュニケーション力を養うなど、未来を担う子どもの元気で豊かな心を育むために大変重要な役割を果たしています。

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、18歳までの子どもへの読書活動の普及を目指して、市町村に対して、国と県の計画を参考にしながら「子ども読書活動推進計画」の策定に努めるよう定められています。

情報通信技術の発達により、知識・情報へのアクセスは、格段に容易になりました。その反面、いわゆる「活字離れ」は加速しています。スマートフォンの普及は、世界中の人々との情報交換や知識の共有を飛躍的スピードで進めた一方、人と人との直接的な対話やふれあいの機会が希薄になり、スマホ依存やネットいじめなどが新たに社会問題化しています。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会のデジタル化にさらに拍車をかけ、GIGAスクール構想等、教育分野におけるICTの導入が一気に進みました。

こうした社会状況の変化を踏まえ、本市における子どもの読書活動をさらに推進していくために、第2次伊勢原市子ども読書活動推進指針を改訂し、「第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針」（以下、第3次指針）を策定します。

(2) これまでの経過

「伊勢原子ども読書プラン～たくさん読めば たくさん感動～伊勢原市子ども読書活動推進計画」（平成19年1月～22年3月）

「伊勢原市子ども読書活動推進指針」（平成25年4月～30年3月）

「第2次伊勢原市子ども読書活動推進指針」（平成30年4月～34年(令和4年)3月）

(3) 第3次指針の期間

令和5年4月から令和9年度末までの5年間とします。

(4) 第3次指針の対象

おおむね18歳以下の子どもとします。

(5) 第3次指針の位置づけ

国は子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境整備の推進について、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行しました。

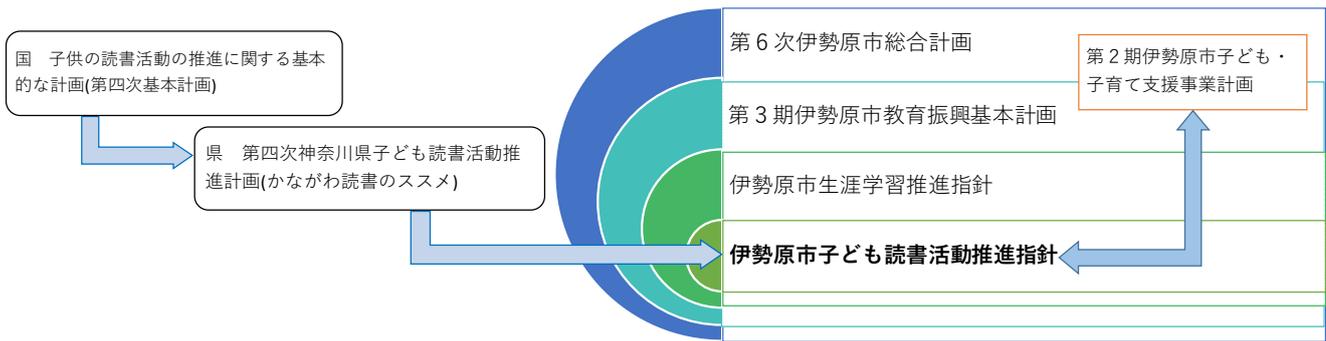
「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、国は、推進に関する施策を総合的に策定、実施すること、地方においては国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえて、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定、実施することとされています。

第3次指針は、本市における子どもの読書活動の推進をはかるため、国、県の計画との整合に配慮するとともに、本市の他の関連する指針・計画との整合性を確保して改訂するものとして、第3次指針と関連する指針・計画については、次のとおりです。

第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針と関連する指針・計画

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|--------------------------|------------|-------|-------|-------------|-------|
| | | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
| 国 | 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(5年) | 第四次 | | | | |
| 県 | 神奈川県子ども読書活動推進計画(5年) | 第四次 | | | | |
| 伊勢原市 | 伊勢原市総合計画(10年) | 第5次 | | | 第6次→ | |
| | 子ども・子育て支援事業計画(5年) | 第2期 | | | | |
| | 教育振興基本計画(5年) | 第2期 | | | 第3期→ | |
| | 生涯学習推進指針(10年) | 第1次 | | | 改訂→ | |
| | 子ども読書活動推進指針 | 第2次 | | | 第3次→ | |

位置づけのイメージ図



(6) 持続可能な開発目標 (SDGs) に向けた取組の推進

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、令和12(2030)年までの国際目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。

この考え方に沿い、生涯学習の推進にあたっては、すべての人々に、だれもが受けられる公平で、質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することが求められています。この17の目標及び本指針に関連の深い目標は次のとおりです。



出典：国際連合広報センターWEBサイト

2 子ども読書活動の意義

子どもの成長に読書がもたらす力は、かけがえのないものであり、未来を担う子どもたちにとって、読書は単なる娯楽や趣味の範囲を超え、人格形成に対しても影響力があります。読書は、子どもの知的好奇心を呼び覚まし、元気で豊かな心を育てる人生への贈りものです。

(1) 健やかな心の発育

乳幼児期の子どもの発育には、親子の直接のふれあいが非常に重要です。家庭での絵本の読み聞かせは、親子の心と体の有効なスキンシップの一つであり、子どもの頃に本を読んでもらった経験のある子どもは、他者に対する認識や理解、積極性が高まります。また、就学後の国語力や読書にも影響します。

(2) コミュニケーション能力の向上

言葉は、重要なコミュニケーションの手段です。人と人との理解し合い、人が社会と繋がり貢献していくためには、より豊かな言語力や表現力を身に付けることが大切です。読書によって、コミュニケーション能力や社会性、共感性等、他者と関わるための能力が育つほか、自分自身の興味関心や意欲の広がり、心理的な安定等にも影響します。

(3) 自立する力の育成

本を読むことで、言葉を理解し使用する力や情報を処理し活用する力が身に付きます。未来を担う子どもの一人一人が自立するため、新たな創造性や理解力、応用力、編集力を生み出し、困難や問題を解決する判断力や洞察力を培います。

伊勢原市では、子どもたちが良い本と出会うことで、読書のもたらす効果はさらに大きくなると考え、子ども読書活動推進指針の基本理念としています。

伊勢原市子ども読書活動推進指針基本理念

本との「出会い」で豊かな心を育てよう

また、成長段階に応じた本と出会うことが大切であると考え、各成長段階における読書活動のねらいを定めています。

子供の成長段階に応じた本との出会い

0～1歳 乳児 本との出会い・本とのふれあい

赤ちゃんは本を読みません。読まずに「感じ」ます。

パパやママが読む絵本。赤ちゃんは物語よりも「声」を聞いています。

赤ちゃんの大好きな声で、読み聞かせやわらべうたをいっぱい一緒に楽しんであげてください。赤ちゃんは、ちゃんと見ているし聞いています。

1～6歳 幼児 本の世界ってたのしいな

早くから「文字」を読めたり書けたりする子がいても、幼児が本の世界を楽しむ時は「読んでもらう」のが一番です。

子どもは「ごっこあそび」が大好き。本の世界でも、自分に一番近い登場人物に感情移入し、そして一緒に物語の中を旅し冒険する。物語に集中したいのです。

同じ本ばかり読む子がいたら、その本と一緒に大事にしてあげてください。

繰り返すことで安心し、満足し、自分の世界を作る喜びを覚えるのです。

6～12歳 小学生 本はともだち、いつでもいっしょ

小学生になると「言葉」の吸収力がどんどん増してきます。本を「聞く」楽しみを知っている子には、もっともっと読み聞かせをしてあげてください。きちんと話を聞けることはとても大切なことです。人は「聞く」ことで多くを学びます。

自分で本を読みたい子には時間をあげてください。自分のペースで、自分の好きな世界と関わる手段を身に付けるために。

12～15歳 中学生 本で広がるわたしたちの世界

中学生になると子どもはますます忙しくなります。読書の暇などないという話もよく聞きます。でも同時に、「読み解く力」を養うとても大切な時期でもあるのです。中学生は、人に勧められた本をいろいろ読んでみてください。今まで知らなかったいろいろなことを知るチャンスです。そして、自分が知っている以外にも、様々な立場、考え、感情、生き方があることを知ったとき、世界はもっと広がります。

15～18歳 高校生 本は人生のパートナー

高校生になると自分の好みもはっきりしてきて、先を考えるようにもなります。

子どもの時から本によって培った「聞く」「読む」力で、自分の考えを人に「話し」意見を出し合う楽しさを知る。読書は時に娯楽であり、知識・情報の収集であり、他者との対話であり、疑似体験でもあります。他者を理解する心や多角的な視点で物事を捉える目を養うことは、自己を形成していく中でとても貴重な財産になります。

成長段階に応じた本との出会い(イメージ図)



3 第2次伊勢原市子ども読書活動推進指針の評価と課題

(1) 目標の達成状況

| 実施内容 | 対 象 | 当初値 (平成28年度) | 目標値 (令和4年度) | 現状値 (令和3年度) |
|-------------------|-------|-----------------|----------------|----------------|
| 学校図書館の図書標準 達成率 | 市内小学校 | 91% | 100% | 100% |
| | 市内中学校 | 81% | 90% | 91% |

●達成状況：目標値を達成できる見込みである。

●今後の方針等：今後も計画的に図書を購入、廃棄し、整理・管理していく。

| 実施内容 | 対 象 | 当初値 (平成28年度) | 目標値 (令和4年度) | 現状値 (令和3年度) |
|----------------------------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 市立図書館読書普及活動 ボランティアの新規育成 人数 | 市民・ボランテ ィア等 | — | 25人 | 28人 |

●達成状況：目標値を達成できる見込みである。

●今後の方針等：今後も継続して事業を実施し、読書普及活動を継続していく。

| 実施内容 | 対 象 | 当初値 (平成28年度) | 目標値 (令和4年度) | 現状値 (令和3年度) |
|-------------------------------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 児童図書利用冊数 (18歳以下の利用者が 借りた本の冊数) | 市立図書館 児童利用者 | 1人5冊 ／月 | 1人7冊 ／月 | 1人6.6冊 ／月 |

●達成状況：目標値を達成できる見込みである。

●今後の方針等：今後も、児童向け資料の充実及び、利用促進につとめていく。

(2) 取組の概要

「本との『出会い』で豊かな心を育てよう」を基本理念とし、「啓発事業の充実」「人材育成の支援」「読書環境の整備」「情報・交流の促進」「郷土愛の醸成」を施策・事業の推進のための5つの柱として掲げて、子どもへの読書普及に取り組みました。

乳児期の子どもへの読み聞かせとして有効な7ヶ月児と保護者にブックスタートを実施し、乳児と本との出会いを推進しました。学校では読書の習慣化につながる朝読書や読み聞かせに市民ボランティアを活用し、地域と学校の連携が強化されています。

図書館では、読書記録用にどれだけよんだか手帖の配付や、読書マラソンを開催する等、読書を始めるきっかけ作りや読書意欲の向上につながる様々な事業に取り組むとともに、市立図書館で読書普及活動を行うボランティアの新規育成のための取り組みを実施し、ボランティアとの協働による読書普及活動をすすめました。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、おはなし会や育成講座等の集会型啓発事業は、実施が見送られた時期もありましたが、感染予防対策をすすめた結果、再開することができました。

(3) 施策・事業推進の5つの柱の評価と課題

啓発事業の充実

子どもの活字離れが危惧される中、7ヶ月児と保護者を対象としたブックスタートや学校での朝読書を通しての読書の習慣化を図り、図書館では、絵本の読み聞かせおはなし会等、子どもたちの「本との出会い」を促進するために様々な活動を行ってきました。

啓発事業は継続して行うことが重要ですが、令和2年からは新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、感染拡大防止のため、おはなし会等の集会型事業の実施が困難になりました。非来館型・非接触型等の啓発事業の実施とそのための環境整備や人材の確保・育成・支援が新たな課題となっています。

人材育成の支援

図書館では、さまざまな読書啓発事業で、市民ボランティアとの協働をすすめてきました。ボランティアの育成・支援講座や、保護者向けに読書講座等の様々な講座を開催することで、ボランティアを新規育成し、読書普及活動を継続的に実施することができました。コロナ禍においては、読書講座を開催することができませんでしたが、館内にボランティアルームを開設し、自主的な活動の支援に努めました。

今後も、子ども読書活動を更に推進するためには、ボランティアの存在は不可欠であり、継続してボランティアの育成・支援を行う必要性を強く感じています。

読書環境の整備

図書館では、指針に掲げる「子どもの成長段階に応じた本と出会える」ことをコンセプトとして『こみち文庫』の一隅に、読み聞かせや読書活動に役立つ一般図書を集めた、「子ども読書活動推進コーナー」を新たに設置する等、児童図書室の整備に努めました。

学校図書館では、子どもたちの読書意欲を高めることを意識した図書の選定・購入を計画的に実施し、各校に図書整備員を派遣して学校図書館の環境整備を図りました。子育て支援センターでは、図書館からのリサイクル児童図書を配置する等、子どもたちに身近な場所での読書普及を行っています。

子どもが本と出会うための環境整備は、今後も継続して行う必要があります。また、コロナ禍でも読書できるシステムづくりや学校への読書支援が課題です。

情報・交流の促進

子育ての中での支援、学校教育や社会教育での支援等、各機関による子ども読書活動の支援事業は、様々な場所や地域でそれぞれの計画の中で実施される一方、コロナ禍により、計画の変更を余儀なくされたこともありました。

図書館では、図書館でのボランティア活動実績をまとめた報告書を毎年度作成し、活動するボランティアに展開することで、情報の共有をはかりました。

ボランティア同士の連携を強化し、意欲向上やスキルアップをはかる機会とするため、読書啓発ボランティアが直接交流できる機会を設けることが、今後の課題です。

郷土愛の醸成

図書館では、イメージキャラクターとして「トーフくん」「ききょうちゃん」「こまたろう」を、どれだけよんだか手帖の表紙に採用し、図書館ホームページや小学校の図書館利用で紹介する等、さまざまに活用しています。どれだけよんだか手帖の表紙のデザインを追加し、大山を題材とした浮世絵とクルリンを採用することで、郷土に親しむことのできる機会としました。また、伊勢原出身の児童文学作家、福明子さんの作品の録音図書作成や、作品に関する展示の実施、ボランティアと協働しての伊勢原の伝説を題材とした紙芝居の原画展等を開催しました。

子どもたちに「ふるさと伊勢原」を知ってもらうための環境や人材の育成に加え、資料の収集や活用をさらに充実させていく必要があると感じています。

(4) 第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針の改訂に向けて

令和元年度及び令和3年度全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果の分析によれば、「読書時間」については、令和元(2019)年度と令和3(2021)年度の結果を比較すると、小中学校ともに減少しています。

また、インターネットの利用は日常化し、電子書籍による読書経験者も少しずつ増加しており、新しい読書環境への取り組みは新たな課題となっています。

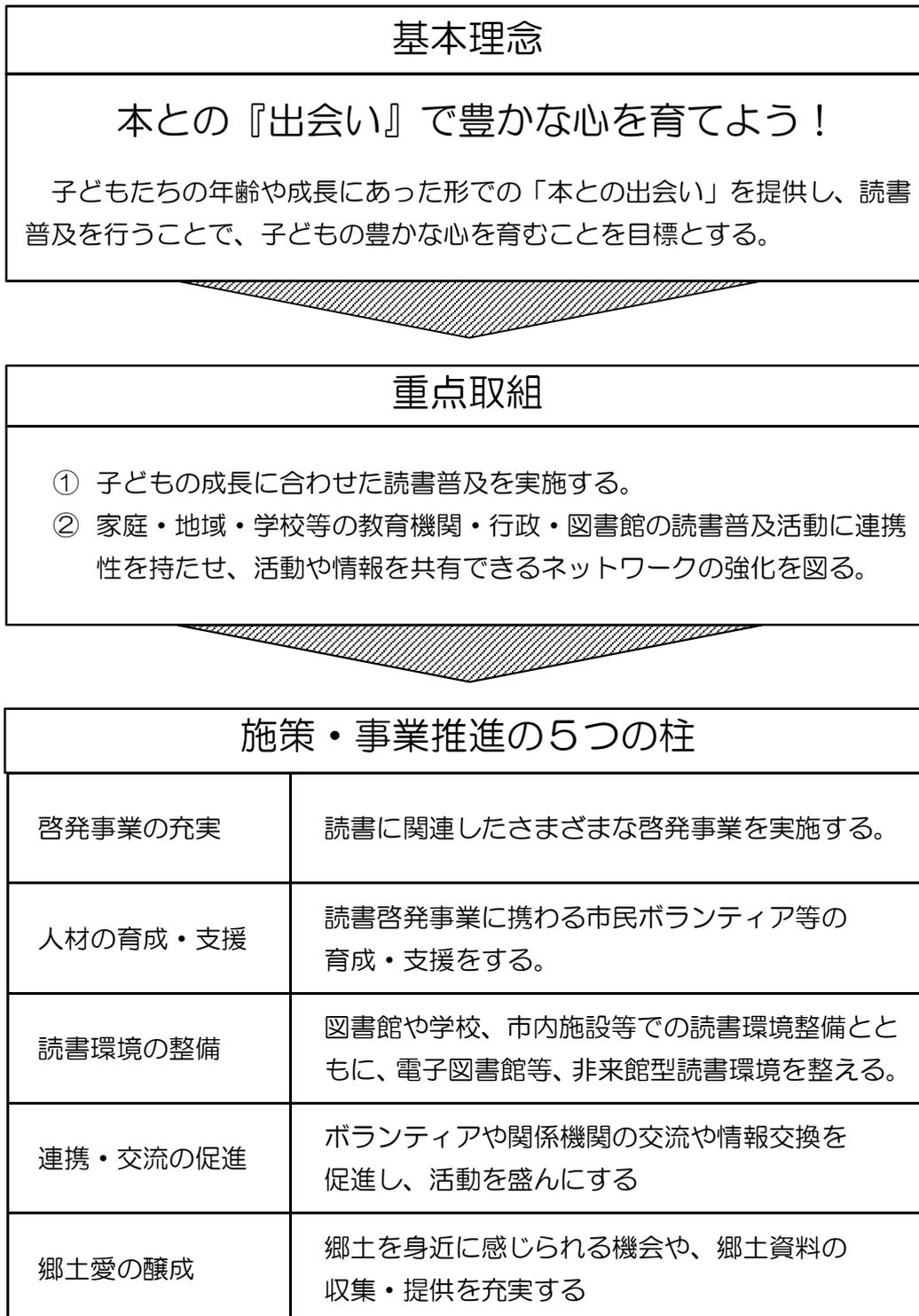
「電子図書館及び電子書籍を活用した子ども読書活動推進に関する実態調査」(令和2年度文部科学省委託調査 子供の読書活動の推進等に関する調査研究)によれば、公立図書館において、電子書籍を活用した子供の読書活動推進は、新型コロナウイルスの影響により、拡大する傾向となっています。

伊勢原市における子ども読書推進活動も、学校等関連各機関との連携を含め、継続的な取り組みが必要です。新型コロナウイルスの世界的流行や情報化社会の加速度的進展等、社会状況の変化に伴う新たな課題を踏まえ、「啓発事業の充実」「人材育成の支援」「読書環境の整備」「連携・交流の推進」「郷土愛の醸成」の5つの柱の事業継続と課題対応に取り組んでいきます。



どれだけよんだか手帖

4 子ども読書活動推進の体系図



5 子ども読書活動の推進

(1) 施策・事業推進の5つの柱の取組の方向性と取組事業

読書普及のため取り組む事業を、子供の成長段階との関係性において5つの柱に分けて実施します。事業実施の方向性としては、コロナ禍を契機として急速に普及が進むICTを活用し、5つの柱のそれぞれの課題解決を目指します。

5つの柱の各事業と対象年齢を下表で示しています。

| | 乳児 | 幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 |
|---------------|----------------------------|----------------|------------|--------------|-----------|
| 啓発事業の充実 | ブックスタート | | 夏休み集会事業 | | |
| | おはなし会 | | | | |
| | | | 朝の読書活動 | | |
| | 親子向け集会事業 | | | | |
| | | 移動教室等の図書館利用 | | | |
| | | | すいせん図書館の選定 | | |
| | 家庭・地域・学校等での読み聞かせ活動 | | | | |
| | おすすめ本のセット貸出 | | | | |
| | 読書マラソン大会の開催 | | | | |
| | 児童図書館特集コーナーの運用 | | | YAコーナー特集紙の運用 | |
| | 子ども読書フェスタの開催 | | | | |
| | おすすめ本のリーフレット作成・配布 | | | | |
| | 図書館ホームページの子ども向け・YA向けページの運用 | | | | |
| どれだけよんだか手帖の配付 | | | | | |
| 人材育成の支援 | おはなしボランティア育成 | | | | |
| | | 図書館サポーター育成 | | | |
| | 図書館ボランティア等の育成・支援・協働 | | | | |
| | おはなし会用大型絵本・大型紙芝居等の団体貸出 | | | | |
| | 読書活動推進コーナーの設置 | | | | |
| 読書環境の整備 | 児童図書館の整備 | | | YAコーナーの整備 | |
| | 電子図書館の充実 | | | | |
| | こみち文庫の整備 | | | | |
| | リサイクル資料の提供(学校・子育て支援センター等) | | | | |
| | | 学校図書館の充実 | | | |
| 連携・交流の促進 | 図書館ボランティア活動報告 | | | | |
| | | 学校利用の受入 | | 職場体験学習の受入 | |
| | | 電子図書館の学校連携サービス | | | |
| | | 学校図書館連絡会の開催 | | | 高校図書館との連携 |
| の郷土愛 | 図書館キャラクターやクルリンの活用 | | | | |
| | 郷土資料の収集・活用 | | | | |

(2) 重点取組と目標値の設定

第3次子ども読書推進指針において重点的に取り組む事業に目標値を設定することで、推進の目安とします。

重点取組①啓発事業の充実

新型コロナ感染症拡大防止に配慮し、従来の集会型事業に頼らない、様々な読書啓発事業を展開することで児童書の貸出を促進します。



| 実施内容 | 目標値の定義 | 現状値 (令和3年度) | 目標値 (令和9年度) |
|-------------------|--------------------|-------------|-------------|
| 市立図書館における児童書の貸出冊数 | 市立図書館児童書の個人・団体貸出冊数 | 228,822冊 | 230,000冊 |

【関連する市・教育委員会のその他の計画等における指標】

- 図書館資料の利用点数

(第6次総合計画前期基本計画成果指標・伊勢原市第3期教育振興基本計画指標)

重点取組②人材育成の支援

読書啓発活動における市民ボランティアとの協働をさらにすすめます。



| 実施内容 | 目標値の定義 | 現状値 (令和3年度) | 目標値 (令和9年度) |
|----------------------------|--------------------|-------------|-------------|
| 市立図書館での読書普及活動に携わる市民ボランティア数 | 図書館活動団体・ボランティア登録人数 | 71人 | 82人 |

重点取組③読書環境の整備

いせはら電子図書館コンテンツを充実させ、様々な環境下での読書活動を支援します **(新規)**。



| 実施内容 | 目標値の定義 | 現状値 (令和3年度) | 目標値 (令和9年度) |
|-------------------|-----------|-------------|-------------|
| いせはら電子図書館コンテンツの充実 | 販売型ライセンス数 | 486点 | 1,500点 |

重点取組④情報・交流の促進

電子図書館の学校連携サービスにより、タブレットを利用した読書活動をすすめます **(新規)**。



| 実施内容 | 目標値の定義 | 現状値 (令和3年度) | 目標値 (令和9年度) |
|--------------------------|---------------|-------------|-------------|
| 朝の読書活動等における、いせはら電子図書館の利用 | 学校連携サービスログイン数 | 未実施 | 2回/人 |

重点取組⑤郷土愛の醸成

郷土資料に触れる機会を増やすため、郷土資料のデジタル化をすすめます**(新規)**。



| 実施内容 | 目標値の定義 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和9年度） |
|----------------|----------------------|------------|------------|
| 所蔵する郷土資料のデジタル化 | いせはら電子図書館の郷土資料コンテンツ数 | 6点 | 10点 |

いせはら電子図書館の学校連携サービスについて

GIGAスクール構想の一環として、市立小中学生に配付されたタブレット等を利用して電子図書を貸出利用することで、読書に親しむきっかけづくりとし、子ども読書活動の推進をはかる取組として、令和4年5月に開始されました。

図書館は、伊勢原市内の学校教職員・在学児童生徒に対し、学校長からの申請により学校で指導しやすい、学校連携用電子図書館IDを交付します。

学校では、タブレット等で電子図書閲覧の指導を行い、デジタル資料の利用についての学びの場とします。

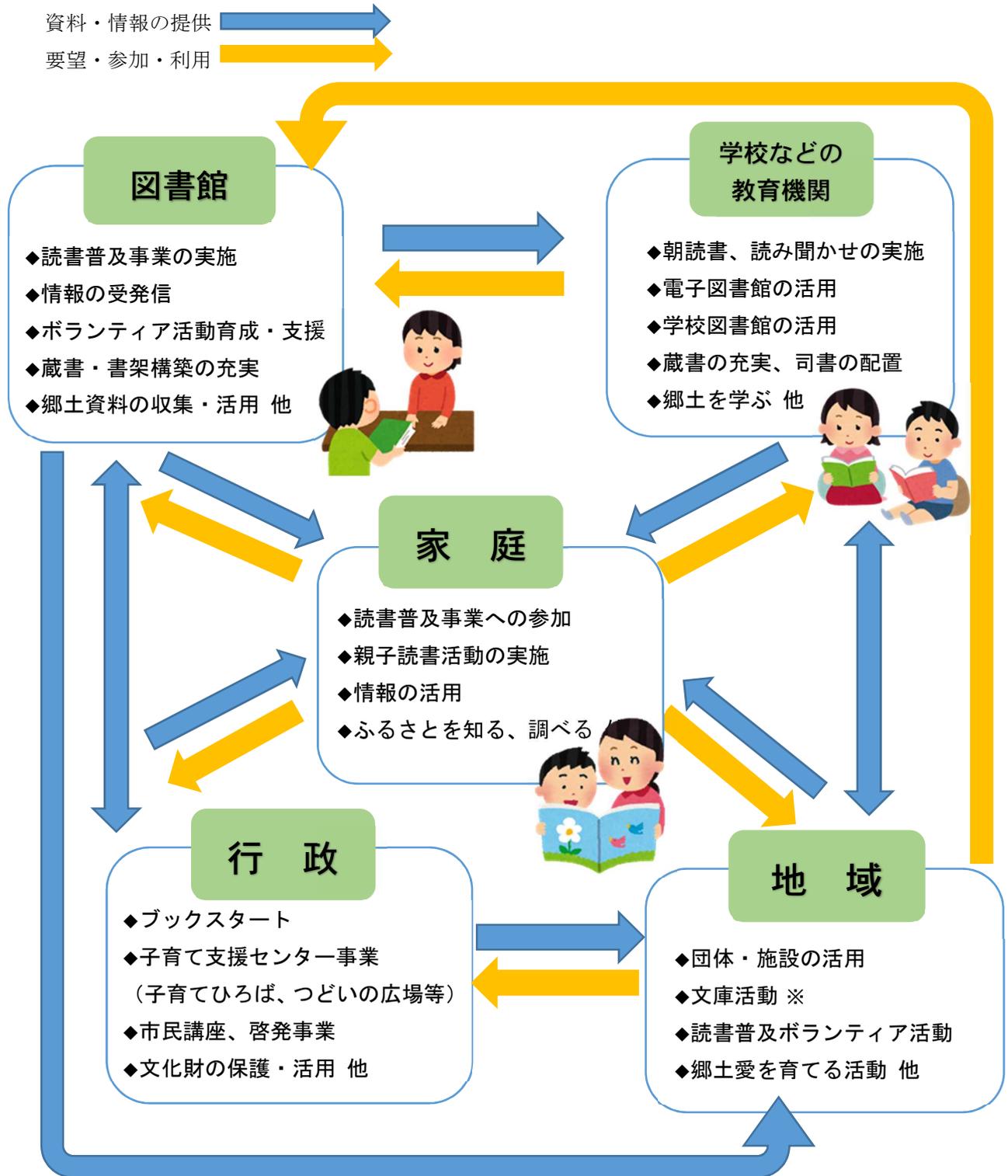
複数の児童生徒が同時にコンテンツが利用できるよう、図書館では、児童向け読み放題パッケージの導入等、コンテンツの充実をはかっていきます。

(学校連携IDサービス内容)

| | 教職員 ID | 児童生徒 ID |
|----------|----------|----------|
| 交付条件 | 学校長からの申請 | 学校長からの申請 |
| 貸出コンテンツ数 | 3点 | 1点 |
| 貸出期間 | 2週間 | 2週間 |
| 有効期限 | 申請年度末 | 中学校卒業まで |

(3) 主な事業とネットワーク体制

家庭・地域・学校等の教育機関・行政・図書館でつくるネットワークにより、読書普及のための事業は強化され、子ども読書活動を推進していきます。



※地域施設等でまとめて本を借り、貸出サービスを展開する活動

第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針

令和5年4月改訂

〈編集・発行〉 伊勢原市・伊勢原市教育委員会
図書館・子ども科学館

〒259-1142 神奈川県伊勢原市田中76番地

電話 (0463) 92-3500

伊勢原市HP : <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>

伊勢原市立図書館HP : <https://www.lib-isehara.jp/>